

第 2 1 期第 6 回定例会議事録

都立中央図書館第2・第3研修室

出席者名簿

委 員

(欠 席 者)

小川幸子委員 小川俊彦委員
紀雄委員

奥田孝之委員 小峰

小田光宏委員 勝本良子委員

豊田恭子委員

佐藤 徹委員 坂本光一委員

田村俊作委員 中武繁明委員

松村多美子委員

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 参事（総務課長事務取扱） 調整担当課長 企画経営課長

協力支援担当課長 サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長

参事（日比谷図書館長事務取扱） 局務担当部長（多摩図書館長事務取扱）

教育庁

生涯学習スポーツ部長 社会教育課長 社会教育課施設係長 社会教育課
施設係

事務局

企画経営係長 協力係長 企画経営担当係長

配付資料

東京都立図書館協議会 第21期第6回定例会 次第

第21期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員名簿

座席表

第5回会議の質問に対する資料

「都内公共図書館発展のための連携協力について」第5回会議及びレポートの
まとめ

都内公共図書館発展のための連携協力について 一意見のまとめ概念図一

東京都立図書館協議会 第21期第6回定例会

平成15年10月16日（木）

午前10時00分開会

【企画経営課長】 ただいまから、第21期第6回東京都立図書館協議会を開催いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

はじめに、本日の日程でございますが、12時ごろまでご審議をいただくことを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は会議録を作成し公開をいたしますとともに、都立図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開いたします。非公開とする必要があると考えられる場合は、その都度皆様にお諮りして、決定していただくことになっておりますので、ご了承くださるようお願いいたします。

なお、本日の傍聴者は3名でございます。

委員の皆様の出席状況ですが、奥田委員、小峰委員、豊田委員のご3名につきましては、本日はあいにくご都合により欠席とのご通知をいただいております。

次に、お配りしてございます資料の確認をさせていただきます。お手元に3種類の資料をご用意してございます。

資料1につきましては、第5回会議の質問に対する資料ということで、横長になっております。ページ数としましては、6枚つづりになってございます。

縦長の資料2につきましては、皆様からいただきましたレポートをまとめたものになってございます。

資料3は大判の1枚物でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては坂本議長さんをお願いいたします。坂本議長さん、よろしくをお願いいたします。

【議長】 おはようございます。それでは、本日の議事に入らせていただきます。

今後のスケジュールについて、事務局から報告があるという話です。まず、それをお願いいたします。

【企画経営課長】 今後のスケジュールについて申し上げます。

当初の予定では、前回の7月と今回の2回でテーマについてご審議をいただき、3回目の会議で提言をまとめていただき、4回目の会議で提言をご提出していただくこととしておりました。

しかし、会議運営上の都合で、3回目に予定しておりました提言をまとめていただく会議が開催できません。そのため、提言につきましては、前回及び本日のご議論とレポートの内容を事務局で整理させていただきまして、これをもとに提言のまとめをしていただきたいと思いますと考えております。

つきましては、本日の会議の最後にご執筆を担当していただける委員の方をご選出していただき、案ができましたところで事務局が各委員さんに持ち回りの上、調整をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】 お聞きのように、会議が1回、時間の都合でできそうもないということでございます。できれば、きょうの議論を踏まえて案文をつくる作業になるということでございますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思いをます。

後ほどおまとめいただく委員さんを選出することといたしまして、本日の議論に入りたいと思います。

本日の議題の「都内公共図書館発展のための連携協力について」に移るわけですが、事務局で資料を用意しております。前回、都立図書館の資料、それから協力事業についていろいろご質問がございました。そのご質問の答えを用意したということでございますので、まずその点について事務局からご説明をいただきたいと思いをます。

【企画経営課長】 前回の会議でのご質問につきまして、資料に沿ってご説明をいたします。

初めに、前回の会議でご報告をいたしました都立図書館の資料の貸出制限について、その後の経緯をご報告いたします。申しわけございませんが、資料1の一番最後のページをごらんください。右上に資料1-4となっておりますが、その下段の資料1-5をごらんください。

「協力貸出対象資料の範囲の変更に伴い、予約が取り消しになった件数」という表題でございます。9月1日から新刊和図書、高価本、昭和25年以前の資料、山本有三文庫の4点につきまして、貸出制限を実施いたしました。

1カ月経過しました現時点での状況を報告いたします。9月の1カ月間で、今回の措置により予約取り消しになったものは、新刊和図書144件、25年以前の資料20件、山本有三文庫1件、高価本ゼロ件の合計165件でした。このうち、新刊和図書144件の中身ですが、今回の措置の実施開始日の9月1日以前に予約をしていたケースや、措置を知らないで予約をしたものなどとなっております。

対応といたしましては、ホームページや区市町村の図書館に向けて発行しております『協力だより』を通じて周知の徹底を図っております。

資料の1枚目にお戻りください。資料1-1をごらんください。平成14年度新刊書発行点数及び平成14年度都・区市立図書館部門別所蔵構成比でございます。

左の表は平成14年に発行されました発行数6万8,278冊と、その内訳の割合でございます。その隣が都立の欄になっておりまして、都立図書館3館合計の蔵書数とその内訳の割合でございます。同じくその右に、1市1区を選びまして、その蔵書数と比率をあらわしてございます。

この表から、都立図書館の蔵書構成に占める社会科学の割合は25%で、区市に比べ比率が高いという特徴があります。また一方で、区市は文学の占める割合が高いということが言えます。右は、その表をグラフであらわしたものでございます。

1枚おめくりください。2枚目の資料1-2をごらんください。ISBN総合目録から見た都立図書館及び区市町村立図書館所蔵和図書の重複状況でございます。

2本の帯グラフがございしますが、上段の帯グラフが都立2館、中央図書館と多摩図書館の和図書の書誌数130万冊の内訳になってございます。下段の帯グラフは、区市町村立図書館約47自治体の合計の内訳になっております。

実際は島しょ部を除き、53区市町村がありますけれども、ISBNに参加している区市町村ということで、このデータ作成時にはまだ未参加の区がございましたので、47自治体のデータとなっております。

この資料から、都立と区市町村でISBN書誌で重複するものは39万冊あります。この39万冊は、都立図書館の場合は都立2館に所蔵されておりますが、区市町村の場合は47自治体のどこかの図書館に所蔵されていることとなります。

また、この39万冊の内容ですが、レファレンスなどに必要な参考図書など、図書館として当然そろえるべき蔵書と考えられます。

資料の注をごらんください。これは和図書の書誌について分析したものでありまして、洋書、逐次刊行物等は含まれておりません。

下の（１）ですが、上の帯のISBNなし86万は都立にありますという部分です。この86万点の内訳につきましては、1977年以前の出版物、都内自治体発行の行政物、その他の行政資料となっております。

下段の一番右にクエスチョンマークがありますが、ISBNなし・区市にありの部分です。これは主に郷土資料と考えられますが、実数は把握してございません。

なお、上の段の都立の帯グラフで、39万の重複の左に5万冊とあります。この5万冊が、都立図書館にしかない和図書の数となります。

この5万冊にはどのようなものがあるのかということで、次の資料をご用意いたしました。資料1-2-2は5万冊の中にどのようなものがあるかということで、都立図書館のみが所蔵している資料（抜粋）でございます。見ていただきますと、医学書、編纂物、専門書、美術書、地方出版物などとなっております。無作為に抜粋したものでございますが、都立の特徴といえます。

一方、区市にしかない下の帯の55万冊ですが、これにつきましては区民に人気の高い本、家事、育児、資格試験問題集、コミックなどが入ると思われます。

次に4枚目、右上に資料1-3とある資料をごらんください。この資料は、平成15年8月26日現在の協力貸出中の資料でございます。8月26日に貸出中ということは、現在、都立図書館は貸出期間が45日間ございますので、実際には7月11日～8月25日までに貸出をして、26日には戻ってきていない本になります。

一番左の1は貸出をした数が幾つあるかということですが、合計で1万448冊が貸出に出ております。内容としましては、和図書9,355、海外図書139、雑誌・年鑑954となっております。

このうち、2番は、貸出和図書9,355冊はどのようなものが貸出をされているかを見たものです。NDC10区分で見ますと、やはり社会科学が2割で、都の蔵書とある程度対比をしているところでございます。

NDC10区分の中で、どういうものが貸出をされているかということで、次の頁の資料をご覧ください。資料1-3-2ですが、協力貸出した資料です。これは先ほどの10区分の社会科学、文学、芸術に対応したもので抜粋をしてみました。これを見ましても、専門的なものが貸出をされていることがわかと存じます。

前の資料にお戻りください。2番の10区分をもう少し詳しく、NDC100区分で見ますと、10区分の社会科学の中身につきましては3位の社会学、4位の経済、6位の教育に分かれます。

また、下段は、どの年代のものが多く借りられるかを調べたものでございます。出版年、貸出冊数を見ますと、表では1991年～2000年の10年間の3,311冊という数字が最も多いわけですが、その下の2001年以降は、わずか3年未満で既に2,538冊となっております。こういった傾向で、最近のものが多く貸し出されていると言えます。右はそれを棒グラフにしたものでございます。

最後のページに移ります。資料1-4でございます。出版点数と都立中央図書館購入冊数の推移をあらわしたものでございます。折れ線グラフの右の説明をごらんください。

まず、一番上のグラフです。これは出版点数の合計で、その年度に出版された総点数で、内訳は専門書、一般書、実用書、児童書の合計数となっております。上から2番目の四角のグラフは、一番上から児童書を除いたものとなっております。

次の三角のグラフは、それからさらに実用書を除いたもので専門書と一般書になります。一般書の中には実用書に近い、やわらかい内容のものもありますが、専門書を補う調査研究になくてはならない一般書も多くございます。都立中央図書館は専門書と一般書の中でも、より専門的な分野の一般書を購入していることとなります。

実際の購入冊数ですが、下から2番目の黒丸の折れ線グラフでございます。

一番下の米印が、専門書でございます。専門書につきましては、出版点数に対しておおむね購入していると言えます。

前回の会議の中で、3割の購入冊数等のお話がありました。グラフの一番上の総出版点数から見ますと、購入冊数は3割となります。

以上で説明を終わります。

【議長】 ありがとうございました。

前回ご質問をいただいたものについてご説明をいただきましたので、議論に入ります前に、今の資料の説明についてご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。では、今の資料の説明は終わらせていただきます。

それでは、協議テーマについての議論に移らせていただきます。前回の会議で、各委員からレポートを出していただくことになりました。そのレポートの中身と、今までのこの協議会での議論と、その両方のご意見の部分をまとめていただきました。今度は、この資料について事務局から説明をしていただきたいと思えます。資料2と3でしょうか、お願いいたします。

【企画経営課長】 前回の会議で、委員の皆様にはレポートの提出をお願いしたところでございます。皆様にはお忙しい中をご協力いただきまして、ありがとうございました。皆様から提出していただきましたレポートにつきましては、委員の皆様には事前にお送りしております。

まず、資料2をごらんください。表題が、「都内公共図書館発展のための連携協力について」第5回会議及びレポートのまとめとなっております。この資料は皆様から提出していただきましたレポートを、事務局で内容により9項目のグループに分けさせていただきました。項目ごとにまとめたものでございます。

また、その際に、前回の会議の中での皆様の貴重なご提言等のご発言につきましてもこのレポートに加えさせていただき、その部分はこの資料2の中で下線を引いて入れさせていただいております。

なお、資料2の9項目のグループわけですが、1枚目の1の「都立中央図書館に求められる機能及び基本的考え方」から始まりまして、最後の5ページの

9の「ブロックを活用した区市町村間の連携協力」まで、9項目の事項にそれぞれ分類させていただきました。

次に、資料3をごらんください。こちらは皆様から提出していただきましたレポートをもとに、これからの都内の公共図書館の連携協力について、概念図にまとめたものでございます。

この図の中で太字で表示されています、例えば左図の上段の都立図書館に求められる機能及び基本的考え方、来館サービス、非来館サービスなどは、先ほどの資料2の9項目の事項に合わせて表示をしてございます。

この資料3に掲載した文面ですが、資料2のレポートの内容に沿って概念図としてまとめたものでございます。なお、各項目の中から全体の流れ等を勘案しまして、レポートの一部を抜粋して掲載しておりますが、なるべく原文に沿った形で掲載いたしました。

資料3の左の図は、都立図書館に求められる機能等について、レポートからまとめました。具体的なサービス内容の下の来館サービス、非来館サービス、都庁内サービス、都庁外サービスの欄につきましては、レポートからのご提言という部分ではありませんで、具体的なサービス内容の部分につきましては、現在の都立図書館のサービスを箇条書きで入れさせていただいております。

左の図は、今後の都立と区市町村立図書館との連携協力をまとめたものでございます。文言につきましては、レポートの中からなるべくそのままの形で引用させていただいております。

資料2にお戻りください。少し説明をさせていただきます。

先ほど、9項目にグルーピングをいたしましたとお話をしました。1番目といたしましては、前回の会議の中でも都立図書館はどのようなビジョンでやっていくのかというご議論もございまして、皆様のレポートの中で都立図書館に求められる機能及び基本的考え方ということで、方向の提言をいただいております。まず、1番目にそれをまとめてございます。

例えば1番で、「都立図書館のリサーチライブラリーとしての機能の一層の充実と、情報サービスの面での他の図書館に対するバックアップサービスが重要である」ということであります。

あるいは8番ですが、「都立図書館はこれまで参考調査機能と区市町村立図書館への協力支援機能の2本柱を運営してきた。緊縮財政下ではあるけれども、両者の配分や運営方法を見直すことは必要だが、一方の機能に特化する状況にはないのではないか」というご提言をいただいております。

2枚目に入りますと、来館サービス、非来館サービス、都庁内サービスとあります。都庁内サービスの中では、2番でございますが、前回の会議の中で「司書教諭ですが、例えばレファレンスもできるとか、図書館運営の専門職的に育成していくような研修がもっと必要でありましょう」ということをいただいております。

6番目の蔵書構成につきましては、基本的な図書館としての考え方と、皆様からのレポートとしては、「資料面では約30%の限られた枠の中で、各主題分野の基本的な資料は可能な限り収集するべきである」とあります。

あるいは2番目ですが、「社会科学、とりわけ医学、心理学と文学関係の資料貸出が多いことが明らかであり、この分野で協力を続けることが考えられる」と、蔵書に対するご意見もいただいております。

3ページ目では、7番の現在の連携協力から今後の協力のあり方に入っていきます。1番目としましては、「都立図書館は区市町村立をバックアップする基本的な役割を持っており、今後も充実も図っていくことが大切と考える」とあります。

あるいは、「さらに協力レファレンスに力を入れていくのが都立図書館の発展につながるのではないか」という提言をいただいております。

8番目では、これからの協力連携のあり方というご提言が、レポートの中でも多くございました。例えば、2番目の「バックアップは、貸出サービスだけに適用されるものでは決してない。レファレンスサービスにおいても、バックアップを行う必要はあるし、そればかりか資料の収集、組織、保存といった図

書館の基本機能の至る面で、この機能の充実が必要になる」といったご提言です。

3 ページの一番下の 5 番目で、これは下線部分で会議からの引用でございますが、「すべての図書館が同じような活動のある程度の規模と程度の違いでやっていく時代ではなくて、やはり図書館もそれぞれの地域なり、母体となる機関なりの特色に即応した個性といいますか、ある程度重点化した活動に志向している傾向だと思います」ということです。

あるいは「子育て支援もしてほしい、地元のビジネス支援の情報も提供してほしいとか、図書館に要求するものが非常に多くなっていると思います」といったような現場の状況のご意見も、会議の中でいただいております。

5 ページ目につきましては、9 番目として項目立てで「ブロックを活用した区市町村間の連携協力」としております。この中ではブロックという言葉はないのですが、横との連携をもっと強化してはどうかという部分で、こちらでブロックという言葉を入れたところでございます。

「都立中央図書館が他の図書館に対して支援を行うだけにとどまらず、それぞれの図書館の特色を生かして、相互に協力し合う体制をつくるべきである」という 1 番のご提言、あるいは④の下から 3 行目の「まず、市や区の単位で大学の教養課程で学ぶ程度の資料は間に合うという体制をつくり、さらに本格的なものはブロック単位で分担収集、新聞・雑誌の保存を含め、を図る」と、ちょっと欠落しておりますが、そのようなところでブロック単位という言葉がありましたので、9 番目は「ブロックを活用した連携協力」という項立てにしております。

雑駁ですが、資料 2 の説明とさせていただきます。

【議長】 ありがとうございました。

今のご説明に対するご質問はやってもしょうがないような気がしますので、これからはご意見も含めてどうぞご自由にご発言をいただきたいと思います。よろしければ、どなたからでもどうぞ。

多分、レポートをお書きになって、ほかの委員からのレポートをお読みになって、改めてこういうふう発言をしておいたほうがいいというお話もあるだろうと思います。どうぞ、ご自由にお願いたします。

【委員】 これ本体とは関係ないのですが、この提言というか、報告を受けて、例えば内容が非常に多岐にわたっていますけれども、都立図書館では、実施の計画みたいなものはいつまでに何をやるという形で立てられるのでしょうか。ちょっと質問ですけれども。

【管理部長】 当然のことですけれども、図書館協議会からいただいた提言につきましては、これまでその都度、それをどういうふうに事業化していくかというものを内部でつくります。必ずしもすべてが実現できるわけではありませんが、できるだけ提言を生かす形で事業、あるいはサービスをやっていくことに取り組んでおります。

昨年いただきました子供の読書活動に関しますご提言につきましては、東京都の子ども読書推進計画の事業の中で、本庁も含めて、さまざまな形で事業化を既に図っているところでございます。

【議長】 私から補足いたしますと、今まで図書館協議会として提言したものは、大体方向性を示しております。それをどう事業化するかは館側でいろいろ考えていただいて、予算その他の関係を含めて計画化をするということだと思います。

その都度ご説明をいただいておりますけれども、メンバーも変わってまいりますので、その報告が必ずしも最初に出したときの方がお聞きになるわけではないのはっきりしませんけれども、今まではそんなやり方をしていると思います。

さっき、ブロックの話が出ました。墨田ではブロックの中でいろいろやっておられるというお話を伺いました。実態をご説明いただけますか。

【委員】 江東ブロック図書館長会という形で、墨田、江東、足立、江戸川、葛飾の5区で構成しています。下町のほうですね。その館長会の下に、児童サービス部会、雑誌部会、障害者サービス部会を持っております。それぞれ館長会から諮問事項を出して、調査研究するよというところが1点です。

あとは自主的に研究するという事です。例えば児童サービスについては、14年度から総合的な学習の時間が本格実施されることに伴いまして、学校との連携が必要になるだろうということで、そういうことを調査研究しなさいということが一つです。

障害者サービスの分野では、これからデジターとか、そういった電子機器の時代になりますので、そういうものの導入の可能性を調査研究しなさいとかいうことです。

雑誌については、各5区で保存分担をしているわけです。どこの区がどれを永久保存にするとか、そういったことで5区で書庫を分かち合っていることもあります。

館長会では視察もやっております。おとしは浦安市の図書館を訪ねたり、そういったこともしております。

ことしの2月ごろに、足立の中央図書館で講演会をやりました。児童サービスの分野で「読み聞かせの実際」ということで、講演会をやっております。

下町ということで財政的に厳しい区が多いですけども、まともは強いかなと思っております。

【議長】 ありがとうございました。

ほかのブロックは何かお聞きになっていますか。

【管理部長】 割と古くからやっていて、都立でもよく知っているのが第2ブロック、文京、台東、北、荒川の4区でございます。平成6年に、4区の間で相互協力の協定が結ばれました。以後、図書や雑誌の相互貸出協力を中心にやっていると聞いております。

基本的には第2ブロック内の各区におきましては、自分のところにはない図書や雑誌は、まず第2ブロック内で相互貸借をやりませう。そこになければ、ISBNの参加区に依頼をし、またそこになければ、都立に依頼をするという形です。

まず、都立や他の区市町村よりも、第2ブロック内で相互融通し合おうということですが。そのために、今もお話がありましたけれども、雑誌の永年保存の分担といったことも当然おやりになっていると聞いております。

【副議長】 今、資料3のブロックの話が出ましたので、もう少し伺っておいたほうがいいかなと思います。

資料3の左側が都立図書館のあり方にかかわる我々の意見をまとめていただいて、リサーチライブラリーを軸とする図書館の展開については、大体皆さんの意見が一致していらっしゃるような印象を持ちました。

きょう議論しなければいけない一番大事なことは、真ん中の連携協力です。でも、これはそれぞれじっくり読みながら、また質問したいと思います。

ちょっと伺いたいのは、右側に図書館が2カ所出てまいります。区市町村立に対してどんなことを期待するかとか、どうとらえるかというところを説明していただけますか。

【企画経営課長】 一番右の区役所・市役所、町村役場のところに図書館が二つあるという部分につきまして、少し補足説明をさせていただきます。

この表の右半分の実線は、現在の連携協力をあらわしております。点線部分がこれからの連携協力というところでまとめさせていただいています。

区役所・市役所の一番上に、図書館がございます。この図書館は現在の図書館の位置づけといいますか、現在の図書館の活動としましては各区市町村の小中学校と連携をしているというところで、まずこれを実線で結んでおります。

あと長い矢印の斜めの線が、現在の連携協力のところから来ております。都立と区市町村の図書館も、そこにあります協力貸出、協力レファレンス、研修、総合目録の編集作成といったところが現状としての連携協力の部分でございます。そういった意味で、実線であらわしています。

それに対しまして点線の部分ですが、真ん中のこれからの連携協力（都と区市町村及び区市町村間）の下の部分は、皆様のレポートをまとめさせていただ

いております。このレポートの中で、イメージとしましては右の区役所・市役所、町村役場のちょっと出たところに、点線で囲んである地域の情報拠点の図書館がございます。

これからの図書館は、区役所の中でそれぞれの小中学校だけではなくて、例えば地域産業や保健所、子育て支援事業、福祉事業といった部分が図書館だけの連携ではなくて、各区役所の中でこういった部門と図書館が連携をしながら、行政の中に入り込んでいきます。もっと言えば、都民の暮らしの中に図書館がその機能を入れていくことが求められているのではないかとこのところをレポートの中から感じまして、図としましてこの点線部分で図書館を二つ書きました。点線のほうが将来の図書館のあり方ということで、書いたところがございます。

【副議長】 そうしますと、点線の中身はこれから議論するわけでしょうが、真ん中の部分も上の実線からどういう方向にシフトさせていったらいいかという話で、それに対応する形で、区市町村立も今の実際の図書館像からということはある程度想定した形でレポートの中にもあったのではないかと思います。ありがとうございます。

【委員】 そうすると、今までの連携協力の中身が広がるとおとなりになったわけですね。そのことに対して、都はこたえていこうととってよろしいわけですね。

【企画経営課長】 そうですね。今までの貸出は貸出でやりますが、貸出だけに終わるのではなくて、ほかのサービスもあるのではないかとこのレポートがありました。そういったほかの部分でも連携協力をしていこうということで、方向としては考えております。

【委員】 そういう話なら、それはそれでわかります。

その一方で3割しか購入できない、協力貸出もこれだけの制限をつけますよということで、既に実施している方向が一つありながら、こちらを打ち出すというのはすごく矛盾があるような気がしてなりません。それでよろしいのでしょうか。

【企画経営課長】 事務局としては、矛盾とは考えておりません。まず、制限の部分でございますけれども、都立図書館そのものの機能として、皆様のご意見の中にもありましたけれども、一つは参考調査機能という部分と、区市町村への協力支援という二つの柱があります。

この二つの柱は、一つの図書から見ると相反する部分も当然あるわけです。図書館にいらしたときに、その本が貸出に出ているという、相反するサービスの部分も持っているところで、それぞれに最低限の制限のところによりよいサービスをするということで、やむを得ず今回の制限をさせていただいたということです。この制限が、これからの区市町村との連携の部分で相反するものという認識は持っておりません。

【委員】 今のお話に関連して、質問でもあります。

ここでの報告といいますか、提言というのは、題が「都内公共図書館発展のための連携協力について」ですね。ですから、都立中央だけではなくて、都内の全部の公立図書館を含めて相互の連携協力と理解すればよろしいわけですか。そこがはっきりしません。

今までは、主として都立中央が貸出やレファレンスの支援という形で、その他の都内の公共図書館を支援してきました。それが一つ大きな論点といいますか、一つの大きな柱になっています。それに関して、貸出がだんだん制約されることに対する問題点というご議論がいろいろあったと思います。

それに関連して、今度は都立中央がその他の都内の図書館に対しての連携のほかに、都立以外のその他の公立図書館間の連携協力がここで話題に出たのではないかと、私は理解しました。

都立中央のその他の公立図書館に対する支援をより効果的にするためには、その他の公共図書館が相互に連携をして、もっと協力をしていく必要があるのではないかというご意見がこの中にあったのではないかと理解しました。２段というか、二つの柱が密接に関連しているわけですが、それがあるのではないかと思います。

ですから、今、例をお出しになりましたように、台東などのブロックのように、ブロックの中で都立中央は最後のリゾートとしてあるけれども、まずブロ

ックの中でどういう協力ができるかということがあります。そして、そういういろいろなブロックに対して、都立中央がどのような支援をしていくのかという枠組みなのかと私は理解していました。それでよろしいのでしょうか。

【管理部長】 今、おっしゃられたように、私どもも考えております。今回はそういうことをご提言をいただきたいと考えております。1点は相互のネットワークですとか、前段で先生がお話しになったことだと思えます。

この図に関連して、わかりにくいということかなと思います。これまでの図書館を超えたといいますか、新たな役割とか期待される図書館ということで、いろいろなところでいろいろな提言をされております。

そういった中の一つとして、例えばビジネス支援とか、地域の特色に合った特化型のサービスみたいなものについても、都立がコーディネートする意味があるのではないかとということで、こういう図をお示ししたわけでございます。ここだけという意味ではございません。今、おっしゃられたことが根底にございます。

【議長】 伺っておりますと、先ほどのお話のように、まさに自発的にブロックの中でいろいろなことを考えておられます。恐らく、第2ブロックもそうかもしれません。

そういう中で、例えば中央図書館がコーディネートしたほうがいい部分があるのかないのかというのはまだわかりませんが、そういう部分はあり得るのでしょうか。

今度の提言は中央図書館に向かって言うわけですから、ブロック間の調整とか、ブロックでやっておられることがよりうまくいく機能が、もしあるのだとすれば、そういうことをやったほうがいいのかもかもしれません。おせっかいをやってほしいという意味ではないのですが、こういうことについては中央図書館が調整したほうがいいのかということがもしあるのなら、事例として教えていただきたいのですけれども。

【管理部長】 例えばビジネス支援は、立川市、小平市などはもう打ち出しているわけです。立川市が勝手にやっている、小平市が勝手にやっているだけではなくて、そのほかの区市でも同じことやりたいと思っているところがある

かもわかりません。そういった場合の情報交換、情報提供とか、二つだったら2館の間でできるかもわかりませんが、これが広がってきた場合に、例えば市と区のほうとか、その間の連携はなかなか難しいだろうと思います。

図書館を訪ねてこられるお客さんの中でも、立川市の図書館に行かれる方は立川市の中だけでビジネスをやろうということではなくて、いろいろなところの情報を知りたいということもあるかもわかりません。そういった場合に相互のつながりとか、東京都全体の立場で都立ではこういう支援ができるのではないかと、そういったことは考えられるかなと思っております。

【議長】 ありがとうございました。

【委員】 今、具体例ということで、私もレポートに書かせていただきましたが、例えば学校図書館は当然蔵書が少ないので、団体貸出のサービスを地域の公共図書館から受けたいということがあります。

このレポートを書くに当たって、司書の人にも頼んで、団体貸出の制度はどうなっているかということで、地域によって違って不便な方式をとっているところもあるということでした。生徒に調べてもらったのですけれども、確かに少しずつ違います。

例えば団体貸出の方式が区ごと、市ごとでどう違うのかということは、情報として先ほどの自発的なネットワークなり何かで、今まで提供されたことはあるのでしょうか。もしないとすれば、例えばそういう比較調査みたいなものを都立図書館でして、1例として示していただければ、学校などは非常に助かると思います。

【議長】 そうですね。中央図書館は貸出をしないのだから、そういう情報を提供してもらおうと学校としてはありがたいですね。

【管理部長】 都立では直接各学校に団体貸出はやっておりませんので、各区市町村それぞれのやり方でやっているのだろうと思います。今、ご指摘のとおり、そういったことを調査したりまとめたりしたことはございません。

例えば中武館長さんのブロックの中でやってもらえるかどうか、あるいはその調整などをやられたことがあるのかどうかは存じませんが、必要ならばそういったこともやる必要があるのかなと感じました。

【委員】 特別区の館長会では、必要なものについては随時調査をするということがあります。そういう中で、過去に団体貸出についても調査したものがあったような気がします。

ちなみに墨田区の場合ですと、300冊を3カ月、学級文庫単位で貸し出すことをやっております。

【議長】 それは区によって違うという意味ですか。図書館によって違うのですか。

【委員】 区ごとです。私のところは新宿区ですから、大体区内から来ている生徒が多いので3区ぐらいを調べてもらいましたが、やはり違うということでした。

【議長】 確かに調整まで行かなくても、情報提供は一つのあれかもしれませぬね。

【委員】 例えば自分の区の図書館の情報はそれぞれの区でわかるし、せめてブロック単位ぐらいでわかりますけれども、東京都全体の図書館の状況については都立しかわからないということがあります。それは子育て支援についてもそうだし、福祉事業についてもそういう関係があります。そういう関係の資料や情報は、やはり都立中央でなければということがあるのだろうと思います。

今、話題になりましたビジネス支援にしても、本当はビジネスの情報だけではなくて、科学技術関係の基礎的な専門資料をどれだけそろえるかということのほうがむしろ大事ではないかと、私は思っています。先ほどの資料を見ると、区市町村立はそういうものはそろえ切れないわけですから、その辺をどうするのでしょうか。そのときに貸すのか、貸さないのかという問題だろうと思います。

そのところが、お金はこれしかないのだ、これから先はどうするのだということを確認に示していただいて、だからこうします、それについてそれぞれ

ブロックで考えてください、区市町村単位で考えてくださいというお願いをしていけないといけないのではないかと思います。

これで見るとすごく玉虫色で、全部やってもらえそうな感じになってしまって、むしろこれを出すほうが罪ではないかとすら思えます。

【委員】 今、ご指摘のことは、これを読んでいて私も思いました。

最初に「実施の計画を立てられますか」と聞いたのは、これは非常に多岐にわたっていますから、ちょこちょこいいところ取りで書いても、あまり効果が出てこないような気がします。

まとめる方は大変だと思いますけれども、メッセージ性のあるもの、幾つかの柱をぽんと出して、都立図書館の事業としてこれをやるのだということを訴えるような形でまとめられることを希望します。細かいことまで一々肯定していると、できなくなってしまうような気がしますから。

【議長】 今までの提言は、中央図書館自体で考えて何かができるという種類のものが多かったからあれですけども、今度は協力ですからね。どういう協力を求めているのかということとの絡みがあるから、計画を立てるといっても独自に立てるのはなかなか難しいのかもしれない。

今、おっしゃったようなことを頭の隅に入れておいていただいたほうがいいかもしれませんね。

【委員】 先ほどの現在とこれからの関係が、いま一つつかみ切れないところがあります。今後、調整機能が必要だということを皆さんがおっしゃられて、それはそれでいいことだと思います。

現在、区市町村が都立図書館に何を望んでいるのかというところで、プラスである部分ならいいのですが、都立が区市町村への支援ですとおっしゃられると、ちょっとそれは違うのではないかと思います。現在、連携協力していただいています協力貸出や協力レファレンスを一番望んでいるというのが、館長会などでも意見として出ています。資料が少ないことはわかりますけれども、今後、その辺のところをどのようにしていくのかということです。

一番最初の基本的な考え方の中でも、「一方の機能に特化する状況にはない」と出ております。これはこれできちんとしていたのですが、これからの連携協力の3番を見ますと「サービスの重点を協力貸出以外の事業に移したほうがよいと考える」というふうに、ちょっと矛盾したりもします。

現在の部分と、今後の進め方、考え方が、私の中でもいま一つ整理し切れな部分があります。その辺で、ほかの方のご意見もいただきたいと思います。

【副議長】 協力事業の中心を協力貸出から他の事業にシフトさせていったほうがいいのではないかとという考え方が委員の中の有力な意見としてあると思います。ただし、この点については委員の中での合意はまだなくて、協力貸出をどの程度重視すべきかについては、いろいろな考え方があります。配布資料では、そうした意見のばらつきがそのまま出ているのだと思います。

もう一つあり得るのは、協力貸出の中身です。協力貸出用に資料を用意する形で、リサーチライブラリー機能ともう1本協力貸出機能のためのコレクションを持つのか、それともリサーチライブラリー機能の中の一つのものとして、そうすると優先順位をつけなければだめだと思いますが、都が持っているコレクションの範囲の中で協力貸出をやるのかという話ではないでしょうか。

【委員】 確かにおっしゃるように、今回の議題というか、テーマは連携協力のあり方ということです。したがって、都立中央に対して他の公立図書館が何を求めているのかということ踏まえて、それに対して何ができるかということが今度の提言の中心になるのだらうと思います。

ただ、その場合に、圧倒的に求められているのが貸出の継続、さらに協力であった場合に、それに対して都立中央が一体どこまでできるのかということが具体的にあります。どこまでできるのかとなったときに、協力貸出だけを見て何ができるのかと言ってしまうと、図書館全体としての機能が大前提にあって、都立中央は一体何をするのか、どういう機能を果たしていくのかということの大枠の中で、協力貸出にこたえるためにどの程度何ができるのかという位置づけにならないと、協力貸出のところだけ要求があるから何でもできますよと玉虫色に書いても、結局、お互いに不幸な結果になるのではないかという気がします。

最初のときから委員の先生方のご発言にもありましたように、都立中央図書館は一体何をどうありたいと思っているのかが前提になり、そこでリサーチライブラリー機能も出てきたのだと思います。それとの兼ね合いで、限られた予算の中で貸出として何ができるのかと。副議長がおっしゃったように、貸出用のコレクションを30%のしがたい予算の中から別途割くのか、あるいはどうするのかという案が出てくるのではないかと思います。

あまりにいろいろなことを追いすぎて、あまりにいろいろなものが玉虫色すぎて、みんなが不満足というか、提言を与えてどうにでも解釈できます。いいように具体策ができるように言うべきでしょうけれども、メッセージが伝わってこないような気がします。

【議長】 まさにそのところが……。

【委員】 難しいですね。

【議長】 玉虫色というよりも、限界を具体的に書けるのかということですね。玉虫色ではなく書くためにどういう議論をしておけばいいのかというところが、非常に大きな問題だという気がしますね。

【委員】 とらえ方の問題が一つあるかもしれませんが、リサーチライブラリー、レファレンスライブラリーとしての機能といった場合に、都立中央図書館あるいは都立図書館の中だけの機能というよりは、都民に対してその機能がどう発揮されるかという面は当然あるわけです。

これまでの協力レファレンスは、当然、市区町村を通してその機能を都民に対して還元していく構造であります。実はそれを考えると、協力貸出も基本的にはレファレンス機能の一環でもあるというとらえ方はできます。つまり、専門資料などについてのコレクションは、区市町村はどうしても弱いのです。それを都立から区市町村を通して提供していく側面は、これまでもあります。ですから、その部分に関して、協力貸出とは一体何なのかというところも一つ議論しておかなければいけない面があると思います。

その際に注意しなければいけないのは、レポートの中にあっただと思いますが、あるいは資料3で、緊縮財政下で協力といった場合にも配分や運営の方式の見直しもあるわけです。例えば協力貸出だと、都立から市区町村に行って、それ

をまたさらに貸し出すという形は一般的です。それに対して、レポートの中にもあったと思いますけれども、それぞれの図書館の閲覧にとどめるという方式の変更です。

言い方を変えると、具体的には45日ではなくて、今まで以上に資料はもっと素早く戻ってくることになるわけです。その点、都立の資料が外に出ている時間はかなり短くなる可能性が高くなります。そうすると、都の館内の利用者に対するサービスを大きく低下させることにはならないといったような、もうちょっと柔軟な対応があるというか、議論してもいいのではないかと思います。

つまり、それはオールオアナッシングで貸し出さないよという選択だけでは決してありません。もちろん、中にはその範囲が必要なものもあるとは思いますが、そうした点で、やはり区市町村との関係で詰めていかなければと私は思います。

【委員】 それに関連して、きょう配付していただいた資料の中で、都立中央からどういうものを貸し出してという、非常に詳細なデータをいただいたわけですが。

レポートの中で質問させていただいたのですが、今回は実際にそれを受け取られた公立図書館側で、エンドユーザー、市民に小説みたいなものを直接貸し出してあれしていらっしゃるのか、実際の利用形態と本を借りたいという貸出要求の何%が都立中央から借りた本で補われているのかということのデータが全くわかりません。

一方的に都立中央から貸しているところだけのイメージはこのデータでもわかりますけれども、実際に各図書館でどれぐらいそれが活用されて、80%都立中央に依存しておられるのか、それとも何%なのか、レファレンス関係の資料なのか、新刊和書とありますけれどもそれが小説なのか、そこら辺が全くわからないので、何ともその辺のところはコメントできないとレポートの中で申し上げました。

そこら辺も相互の問題ですから、相互連携協力は一方的なものではないですから、とりわけ要求を受けて都立中央は何ができるかという議論であるならば、こちら側もわからないと議論ができません。

【議長】 数字的に何かができるというのではなくて、一般論として具体的な事例なり……。

【委員】 多分、それは都立中央から見られた場合には難しいのではないかと思います。

【委員】 2001年度の資料がたまたま手元にありますから、これをご紹介します。

墨田区立で借用したのが1,725件ということで、これをブロック内で融通し合ったのが466になります。ブロック外のほかの区から借りたのが439ということです。これを23区内ということで考えますと905件になりまして、半分ぐらいは23区内でやっています。そのほかに、他の市町村から借りたのが13冊ということです。都立からご用立てをいただいたのが763になり、そのほかに国立国会から借りたのが33、大学図書館などから借りたのが11です。

利用者から見れば都立に依存している部分もありますし、まれではありますけれども、大学図書館を活用している部分もあります。

都立から借りているのは763ですので、4割ぐらいでしょうか。構成としても、やはり専門性の高いものです。ブロック内で調達できるものについてはまず優先的にブロック内で借りますということですから、小説とか一般書のたぐいが多いのかなと思います。都立、国立に行くごとに、専門性の高いものになると思います。

【議長】 国会図書館からの本は貸し出せないのですか。

【委員】 国会図書館は館内閲覧のみです。都立から借りたものは貸出をするという事です。

【議長】 データか何かはありますか。

【委員】 データは全然持ってきていないので感じですが、まずリクエストということで、受けたものに対しては極力自館で提供するという事で、購入できるものは購入することを基本にしています。

ない場合には市町村でも相互のISBNなどができますので、そういうことで協力をさせていただいております。

高価なもの、専門的なもの、古いものはどうしても都立しかありませんので、都立に借用ということでやっております。

そのほかにうちで持っていないもので、これは都立で所蔵してもらったほうがいいだろうというものについては購入希望ということで、都立にお願いして買っていただくこともあります。

以前は都立に借用をお願いすることが全体的に多かったのですが、今は市区町村で借用してということで、毎週届くのは都立とその他で半々ぐらいでしょうか。雑駁ですが、そんな感じです。

【議長】 今、お話をお聞きすると、大体半分ないしは半分弱が都からであり、それ以外は近くで融通をする、あるいは大学の資料を探しておられるということでもあります。

都立から、そういう意味でのデータとか事例みたいなものはありますか。特にないでしょうか。

【管理部長】 例えば区市町村別にどれだけ協力貸出をしているのかといった数はあるわけですが、それが各区市町村の中でどれぐらいの割合を占めているのかは、私どもではつかんでいない状況がございます。

たまたま、墨田区の館長さんがいらっしゃいます。貸出の数ですから、全体に占める割合ですとか、あるいはそれぞれの図書館の規模もあるので単純比較はできませんが、墨田区さんがいらっしゃる第5ブロック、先ほどご紹介した第2ブロックは、ブロック内の相互貸借が割と盛んでございます。この貸出数で見ますと、第2ブロックと第5ブロックに属している区のほうが、都立から貸し出している数は少ないという傾向は見てとれるかなと思います。

【議長】 全体として協力貸出の件数が増えているとか、減っているということはありませんか。横ばいでしょうか。

【管理部長】 協力貸出の数ですね。前回の資料でお出ししましたけれども、ずっと一貫して増えております。

【委員】 きょういただいた資料1-1で、例えばA区は文学が41%もあります。B市は32%あって、物すごく高い比率です。恐らく館数が多いということで、小説が相当あるのかなと思います。都立が貸し出す一番多いのは日本文学で、1,238冊です。

このあたりを少し分析していただくと、大体どういうものが出ていくかが少しわかるのではないかと思います。40%も文学を持っていながら、ほかの区はわかりませんが、日本文学でこれだけ出ています。具体的に一つか二つ、こんなものまで貸すのかというのはあったように思いますけれども、そこら辺が都立の役割というか、区市町村が少し誤解しているのではないかと思います。

私自身もそういう立場にあったからわかるのですが、かつて都道府県立図書館はいらなかったという時期がありました。区市町村が頑張って充実しているから、何もいらないと。それでは困るから、区市町村を支援する立場にあるのだよということで、どこの都道府県もやってきました。

何でも買ってあげますからどうぞおっしゃってくださいというバブルの時期が、間違いなくありました。それがそのままずるずる来ている可能性があるのではないのでしょうか。そのところを頼る側も整理していただかないと、この問題は解決していかないのではないのでしょうか。

そのかわり、こういうものに関して、例えば昭和25年で切るというのは言語道断だと思います。そういうことはきちんと考え方を示していくべきではないかと思います。

【副議長】 資料1-3-2が協力貸出で出た資料で、全体で見ると確かにかたい専門書とか、それに近いようなものが出ています。ただ、そうではないものも多分あるだろうというのが、今の話ですね。そういうところを見直していったほうがいいのではないかと思います。

【委員】 資料3の右側の図のところ、図書館、小中学校、地域産業、保健所、子育て、福祉、いろいろなところに支援、連携協力をするという矢印が出ています。この場で話し合われた委員の方々の意見のとおり書かれたのか

なと思います。これを全部やるということは、私のような素人でも無理ではないかと思います。

皆さん、それぞれ要望があるからこういう形をとったと思いますが、その中で何をまず連携協力するかということです。幾つものは絶対にできないので、何か一つとか、そういうことを打ち出してやられたらどうでしょうか。双方で協力しながらやっていくという形をとらないと、幾つものことは絶対に無理ではないかと素人でも思いますけれども、どうでしょうか。

【議長】 玄人の方、どうでしょうか。（笑）

【企画経営課長】 この図は皆様のレポートに基づいて、点線でこれからのというところでまとめた部分でございます。

行政の立場から見ますと、現在は地方分権ということで、各区市町村が自分のところでどういう施策をしていくかはそれぞれの責任でやっていく時代に入ってきています。この点線はすべてをやるというよりも、それぞれの区が、例えばマンションが建ってどんどん若い人の人口がふえている区だから、うちは子育て支援に重点を置こうとか、そういった選択は各区市町村がされるのかなと考えております。

この点線はレポートの中で、例えば地域産業でしたらビジネス支援とか、読み聞かせとか、ブックスタートとか、そういった部分で全部網羅しております。すべての区市町村がやるのですよという図ではなくて、何を持って特色のある図書館運営をしていくかはそれぞれの区市町村の主体的な取り組みかなというのは、レポートではないところで少し考えたことでございます。

【副議長】 区市町村につきましては、図書館としか書いてありません。都立は、こういうことが直接できる立場にはありません。

【議長】 ここに書いてある意見は調整したものではなくて、それぞれの委員の方がおっしゃったことをなるべくたくさん書いているということですから、これ自体の中には矛盾したものが入っているわけです。これから答申の案文を書いていく上で、その矛盾をだんだん消していかなければいけないことになるわけです。

【委員】 一応、点線で書いたところは、これからの概念図としてあれしたわけで、一つのメニューをお示ししたということでありませう。それぞれの図書館でそれを選択して優先順位をつけるというか、重点的になさっていく、行動計画に移されると理解すればよろしいわけですね。

そこで一つ、先ほど館長から、大学図書館からも幾らか借りていらっしゃるというお話が出ました。一番下のところで「博物館、公民館など」は私が言ったことだと思いますが、最初に大学図書館を挙げていただいたらいいのではないかと思います。

ご案内のように、国立大学は法人化しますので、積極的にいろいろな特色を出して社会貢献をしないと、それこそ予算が取れない時代になってきています。まず一つ、重点的に計画していることは、図書館を地域に開放することはどこでもやっていますし、もう既に医科大学で一般の開業医などに開放しているところもあります。ここにも特集号が出ていますけれども、ましてやかなり多数の私立大学が一般市民に開放しています。

市民にみずから開放するだけではなくて、地域の図書館との協力関係も恐らくどんどんなさると思います。もしかしたら博物館や公民館よりも、もう少し可能性が高いのではないかという気がします。何しろ専門書を持っているところで、専門書は大多数の貸出の要求だとおっしゃっていますから、そういう意味でもよろしいのではないかと思います。

【委員】 大学図書館を使うケースはまれです。最近使ったのは慶應大学図書館、早稲田大学図書館、上智大学です。各大学のホームページを開きますと、地元の図書館長の紹介状があれば自由に使っていいですよという書き方がされています。ですから、利用者が来た場合の一般的な使い方としては、申し出があれば私の名前で紹介状を書いて、その大学まで出向いていただいて、専門図書館を利用させていただく形です。

これを1歩進めて、相互にできないものかということは今、検討中でございます。大学との協定書などがつくればいいかなとは思っています。

千代田区は十数の大学図書館と協定を結びまして、さらに1歩進んだような形でやっています。そういう形が目指せれば、情報ポータルとしてもいろいろ広がるのかなという希望は持っています。

【副議長】 やはり、大学としては連携協力を進める立場にはあります。ただ、大学にも選択の問題は出ています。コレクションの優先順位として、どの範囲で優先順位をつけて貸していくかという問題に直面しているということは言えると思います。

【委員】 これは全社会的にそうですけれども、相互貸借で例えば現物の本を貸し出すときには、どのぐらいの期間でだれに貸し出すか、あるいはそれを拒否する権利も常に所蔵館が持っているわけです。それが大前提になって、相互の協力が成り立っているわけです。ある程度貸し出せないものがあったらいいというのか、それが大前提だと思います。

【副議長】 館内利用という形ですね。

【委員】 ええ。閲覧だけに限定するとか……。

【副議長】 ちくりちくりと申し上げますが、むげに一方的に切るのはあまりなくて、できる範囲の中で利用可能なものについては利用していただくという姿勢はあるのではないのでしょうか。何でもかんでもだめだという話ではありません。

【委員】 可能な範囲でということですね。自館のサービスを阻害しない範囲でということはあると思います。

【副議長】 それが優先順位だと思います。やはり、それは考えたほうがいいと思います。

【議長】 例えば大学側から見ると、30の区市町村から一々来られたのではかなわないから、都でまとめてくれみたいな話はあるかもしれません。うちの大学はこういう状況だから傘下の図書館にはこういう情報を流してくれというのは、あるいは今後出てくるかもしれないという気がします。

【管理部長】 今と同じような話になりますが、ばらつきはありますが、大体どこの大学でも一般の市民にも開放しています。ただ、紹介状が必要だとか、研究者であることを証明してくれとか、そういう条件がついてくることが多いのが現状かなと思います。

私どもの場合は、直接大学から本を借りていることはないわけですが、必要があれば紹介状を都立でも出します。それを相手方にも連絡した上で、紹介状を直接のお客さんにお渡しして、これをお持ちになって行ってくださいとご案内するやり方をとっています。その範囲であれば、大学側から見れば図書館との関係ではなくて個人との関係ですから、何ら差し支えないでしょう。

そこから1歩進めて図書館間の関係になりますと、個別にお話をしていくしかならないのかなと思います。

【副議長】 私立大学とか地域で、大学図書館相互の連絡組織みたいなものがあります。例えば多摩のほうで4大学との連絡とか、山手線内の私大の図書館の連絡会とか、そういうところとの連絡はしていますか。都立でしたら、そのレベルで協力の可能性とか探られることも考えられるかなと思います。

【管理部長】 今後、やっていきたいと思っております。まだ行動に移しておりませんが、今後、情報ポータルという立場で必要になってくるかなと考えてございます。

【委員】 大阪市大は、2,000円払えば大阪市民を登録させてくれます。学生と同じように使えるはずですが。

明治大学は5,000円払うと、区民は利用できるようになっています。あそこは10時まで開いていますから、大変使い勝手がいいみたいなことをおっしゃっていました。

【議長】 利用権を5,000円で買うわけですか。

【委員】 1年間5,000円ですね。登録料です。

【議長】 利用権ですね。

【委員】 そうですね。でも、マイクロフィルムなども対象になりますから、使いようによってはかなり便利だと思います。

【委員】 その辺は、大学によってかなり温度差があります。うちのほうも大学といろいろできればということで、調査したりお願いにあがったりはしていますけれども、学校によってはかなりガードがかたいところとか、いろいろあります。

館が責任を持ってということであればということが多いので、幅広く広げてということでは考えてやっています。

【委員】 区によっても違います。千代田区みたいにいっぱい大学があるところと、墨田区みたいに1校も大学のないところもあります。その辺は工夫が必要かなと思います。

【議長】 協力貸出がだいぶ方々に飛びましたけれども、なお補足的なご意見がございましたらどうぞ。事によると最後の機会になってしまいますので、ご発言をどうぞ。

【委員】 先ほどの勝本委員の概念図のところに戻るわけではないのですが、関係するところです。

ここでの図書館は、区市町村の図書館が点線の選択をするというお話でありました。ただ、この概念図の形で、例えば答申に結びつけていくと、これを示す以上は、少なくともこの選択をある程度したならば、それに対する都立図書館は何らかのコーディネート機能なり、何なりはしますよと見えてくる部分は否定できないと思います。

その意味では、先ほど勝本委員がおっしゃったように何でもできるのかなと。つまり、そういうコーディネートの部分が何でもできるのかなというのは変わらないように思うわけです。このあたりでここまでだったら今の都立ならば十二分にできる、さっきの大学図書館の話でいえば、むしろできそうかなとも思えます。

逆に、あるところはどうなのかと。確かにこれからやるよという選択はあると思いますが、現状からすると優先順位がありそうな気がします。その点はいかがでしょうか。

【企画経営課長】 実際のところ、優先順位というほど都は区市町村の実態を把握していない部分がございます。この中で優先順位というのは、非常に難しい選択ではあります。

イメージとしましては、コーディネート、バックアップ機能としましては、都立図書館は専門司書が人的なパワーとしては一つの強みかなと思います。今までの司書の役割としましてはレファレンス機能が主だったわけですがけれども、今からは経営感覚といいますか、世の中と図書館との接点みたいな部分では、こういった区の行政にかかわっていく、関心を持つことは非常に大事だと思っております。

そういった意味では、一つの例えとしまして、例えばある区から保健所、健康センター等でブックスタートをやりたいけれども、どういうやり方がいいのだろうかというご質問がありましたら、司書が出張して相談に乗るとか、そういった部分で区市町村単位でかかわり合いができるかなと思います。

先ほど部長から申しあげましたように、ある程度共通のテーマでやっていく区や市がありましたらそういった区市町村を集めて、その中の意見交換の部分で、都が事務局となって場を設定して勉強するとかいう部分はあり得るかなと考えています。

【委員】 課長さんたちはおっしゃらないのですけれども、私が館長だったらそんなことは自分で考えます。やってほしいのは資料の提供、情報の提供、レファレンスというものですよとおっしゃるのではないかと思います。

今の質問もそうですけれども、こちらを表に出すと、結局はそこに引きずられてしまいます。そうではない、もっと根本的にやってほしいことがあります。お金の問題でいえば、例えば一つの自治体を持てないようなデータベースが東京都を經由して使えるようになったほうが、はるかにいろいろな情報が手に入りやすくなるわけです。

ブロックで協力して購入することもあるけれども、自治体のブロックではなかなか難しいので、それこそ東京都がある程度お金を出して、そういう情報にもアプローチできるような仕組みをつくって協力します。それは子育て支援であるかもしれないし、ほかのことであるかもしれません。

むしろそういうことをやりますと言ってもらったほうがよくて、こんなことは自分で考えますよということになるのではないかと思います。

【委員】 私が後で言おうかなと思っていたことを言っていました。

市町村は何が必要かという意向をくみ上げる仕組みづくりみたいものが抜けていると思います。そういうものがあって初めて都立としてはこういうふうにしましょうということが出てくるとは思います。このところの動きですと、どうしても市区町村の意見を抜きにして、こうしますからよろしく願いますという流れで来てしまっています。

そうではなくて、都立はこういうふうにしたいと思うのであれば、それに対して区市町村はどうだろうか、どういう方法が考えられるのだろうかということをつくり上げていくことが必要だと思います。

今まで都立と区市町村は蔵書の購入にしろ、保存にしろ、本当にいい関係でやってきています。両方がお互いに意見を出し合ってきているからこそ現在があるものですから、今後もその方向で行ってほしいと思っています。ですから、この前の古いものは貸しませんという制限も、もう少し工夫があるのだろうと思います。

雑誌についても、1点収集しているものは協力貸出しない方向で考えているといううわさもちらほらあつたりします。うわさで出てきて、それがあつたときぱつとこういうふうにならないように、その辺のところを十分に話し合えるような仕組みづくりをきちんとしていただきたいと思っています。

【委員】 墨田区立としては、貸出総件数が年間100万件ぐらいあって、協力貸出については貸出冊数は低い状況にあります。それでも100万件ぐらいの中でどうしても他区の図書館に依存しなければならないのが2,000件弱ということで、ほとんどの場合は自区の図書館で用立てている形です。どうしても手に入らないものについては東京都にお願いしたり、国立国会から手に入れているということもあります。

その辺のところは、最後のよりどころみたいな感じもあります。東京都なり国会を頼りにし切っているわけではなくて、ほとんどは自区内で努力していますので、あまり制限しないようお願いしたいということもあります。

【管理部長】 さっきも出ましたけれども、私どもで押しつけ的にこういうコーディネートをやりたいとか、そういう意味は全くございません。現実にそういう声があるところもあります。

言ってみれば、今までの協力関係は島しょ部は別にしましても、53自治体がなべて同じようなサービスをやっています。その中で、やはり特化型のサービスが今後は必要になってくるだろうという部分でお示しました。これは例示ですけれども、そういったものを考えていかなければいけないということです。それがまた世の流れでもあろうという部分で、先生方の意見を図示した形で書いたということでご理解いただきたいと思います。

協力貸出の部分ですが、先ほどもご指摘がありましたように、多岐にわたって協力貸出をしているわけですが、断トツで日本文学です。これはクロス集計をしておりませんが、日本文学でなおかつここ10年ぐらいに出版されたものが圧倒的に多いわけです。

9月から新刊書について、一部貸出を1カ月待ってもらっています。それをやる前に事前調査をした部分で、10%ぐらいが今出てきたもの、出版されてすぐのものが協力貸出で出ています。数は少ないですが、児童書などを見ますと、7割ぐらいが出版されてすぐに貸し出されている実態がございました。

先ほどもちょっとお話ししましたが、一方で第2ブロック、第5ブロックのように、まずは隣の区から借りましょうということをしていただいているところは、全般的に都からの貸出が非常に少ないわけです。

それに比較しまして、そういうことをやっていらないブロックについては、まず東京都ということになります。表で見ますと、ちょうど2極化している感じになっているわけです。

したがって、今のお話にありましたように、専門書、高価本、希少本、それから非常に古いものの中でも一部についてというのはわかるのですが、果たして実際はそうなのかということになりますと、協力貸出の大部分は新刊書であり文学であるという部分は実態としてございます。

そういう部分につきましては、まずはブロック間とか、そういった新しいことを考えていただく中で、都立が今までできなかったことでできる部分があるだろうということ考えております。

【委員】 そこは見直す必要があると思っています。

その一方で見直してほしいのは、雑誌・年鑑を貸し出されると、ここに来る調査研究をする人間にとっては大きい問題だと思います。特に、年鑑を1年分抜かれると、せっかくその年度を調べたいと思っているのにということがあります。このあたりは、区市町村ときちんと議論していただきたいと思います。

雑誌をなくすのはけしからんというお話がありましたが、研究者からいえば、それを1年分見たいと思って来たのに、1カ月抜けていた、2カ月抜けていたということがあっては、リサーチライブラリーとしての根幹にかかわる部分です。そこらあたりは、きちんと詰める必要があるのかなと思います。

【管理部長】 雑誌・年鑑につきましては、現状では基本的に中央図書館の貸出はしておりません。今、やっておりますのは多摩図書館所管分でございます。

少なくなっているのではないかというお話につきましては、1タイトル1点収蔵という基本方針がございますし、その中で例外的に多摩図書館でも買うという部分について協力貸出をしているわけがございます。これは予算の推移とも絡んできますので、タイトル数が若干減っている部分はあろうかと思えます。

【委員】 図書を購入する際において、中央図書館と他の区市町村立図書館がどれをどのように購入するということを、購入する時点で話し合いはされるのでしょうか。

【管理部長】 はっきり言いまして、それはございません。

ただ、実態的に見て、前回もお話したかと思いますがけれども、区市町村で買われるものは大体平均単価が2,000円以下です。都立の場合は、大体3,900～4,000円が平均になっております。

先ほどのグラフで見ていただきましても、ISBNなどで重なっている部分はもちろんありますけれども、重なっていない部分がかかなりあるかなと思っています。

私ども都立として、基本的に長期保存すべきものという観点で購入しておりますから、その範囲で都立は収集します。区市町村さんは、地元の住民の方の要望ですとか、その辺のところのウエートがかかなり高いでしょうから、おのずと分かれてくる部分があるかなと思います。けれども、重複する部分も若干あるという関係かなと思っています。

【委員】 先ほどの日本文学の貸出のところで、最新のものが10%とおっしゃいました。最新のものは、ほかの区市町村立図書館でも購入しているわけですね。ちょっとわかりませんが。

【管理部長】 その辺は何ともはっきりわからないのですが、出版と同時に協力貸出の要請が来るのが現実には10%ぐらいあったということです。

【委員】 私の考えですけれども、皆さんも多分考えていらっしゃると思いますが、都立中央図書館においては貸し本屋的な要素はいらないのではないかなという気がすごくしています。どうでしょうか。

【管理部長】 中央図書館と多摩図書館は、基本的に個人貸出はしておりません。

【委員】 ということは、区市町村立図書館が持っているものと重複するものは必要ないということですね。

【管理部長】 この辺はまた何とも難しい問題です。書庫の容量といったこともあろうかと思いますが、基本的に区市町村さんで買ったものをずっと保存しておくより、もちろんそういった資料もあると思いますが、回転させる部分が大いかなと考えております。

都立の場合は基本的に長期保存でございますので、一旦買ったものを5年たったから廃棄するとか、10年たったから廃棄するとかはしておりません。仮に同じ本を買ったとしても、都立にある本は未来永劫とまでは申しませんけれ

ども、50年とか100年とか、かなり長期にわたってきちんと保存されることになろうかと思えます。

区市町村で買っているから都立はいらないのではないかと、ストレートには結びつかないのではないかと考えています。

【委員】 保存用に必要ということですね。

【管理部長】 はい。

【議長】 大分時間がたちました。今、協力貸出に話が集中しましたがけれども、連携協力ですとほかに研修とか、レファレンスとか、そういう問題もあります。協力貸出以外で何かご発言があれば、今のうちにお願ひします。特によろしゅうございますか。

さっきもありましたけれども、ニーズと何ができるのかということで、そのニーズもかなり議論して、ここまではニーズの中に入れられないほうがいいという話もありました。

【副議長】 1点だけ、協力レファレンスのことで伺いたいのですが、レファレンスの結果として区市町村でこういう資料を利用する必要が出てくるような場合があるかと思えます。

今の方針で、昭和25年以前の本がレファレンスの結果として利用が必要になったときにどうされているのでしょうか。

【管理部長】 正確なお答えはできないのですが、必要な部分がここですよということできちんと確定されれば、そのところだけコピーをとってファクスで送るとかいうことは可能かと思えます。

【副議長】 その辺はルールづくりがいるなという感じがします。

【委員】 コピーだけではなくて、1冊全部読んでみなければわからないということもレファレンスではあるかもしれません。

【副議長】 リサーチ機能を強化する方向でやられるのはいいと思いますが、その範囲の中で区市町村立と利害が一致する部分はかなりあると思います。今の協レファレンスなどもそうだと思います。そういうところで、具体的な運営方式等を優先順位で考えていけばいいと思います。

【委員】 先ほど研修と言われましたので、最後に……。

今まで私も発言していると思いますけれども、都立学校の場合でも司書教諭の配置が始まりまして、やはりいろいろ混乱しております。教科でとられた先生が講習で司書教諭の免許をとっているわけで、それをずっと専門職としてやってきているわけではありません。いずれ学校司書がいなくなるということがあります。司書教諭に対する研修は、前にお話ししたときに、都教委のほうで、研修センターで研修をされていることはお聞きしました。

先ほどのコーディネートということで思ったのですけれども、司書教諭に対する直接的な研修はそこでされると思います。例えば実際に図書の貸出等を受けるのは地域の公共図書館ですから、専門職の司書の方が少ないところで、例えば学校図書館との交流をやる前にどういうことを知っていただいたほうがいいのかということで、都立学校の司書をある程度組織化していく教育委員会なり都立図書館でもいいのですけれども、そこからバックアップしていかないとなかなか伝わっていかないのではないかという気はします。

個別の学校と個別の地域の公共図書館というだけでは、何か足りないのではないかという気はします。せつかく連絡調整とかいうことであれば、そういうことも視野に入れていただければと思います。

【議長】 司書教諭は新しいだけに、これからいろいろな問題が出てくるかもしれません。

【管理部長】 司書教諭の研修につきましては、教職員研修センター主催のもとに、私どもでも一昨年から協力をさせていただいております。一定の時間の枠内で、本の選び方とかレファレンスの仕方といった部分について研修をやっているわけです。

今年度は既に7月、8月に行っておりますが、2日間で180名ほどに参加していただいております。昨年までは、都立図書館の持ち時間がたしか2時間ぐ

らいしかありませんでしたが、ことしは1日いただきまして、かなりみっちりさせていただいております。

今のご意見を踏まえまして、教職員研修センターとも協議いたしまして、そういった部分を盛り込めるように努力したいと思います。

【議長】 だいぶ時間もたってしまいました。

朝申し上げましたけれども、これまでの議論をおまとめいただく委員をここで選出していただきます。どなたかご意見はございますでしょうか。

【委員】 いろいろとご議論をいただいて、論点も多岐にわたってまとめるのは大変だと思いますけれども、ここはご経験のある田村先生と、今回参加していただいた小田先生のお2人でやっていただければと思います。

【議長】 前回に続いてですけれども、よろしゅうございましょうか。

両先生、大変ご苦勞でございますけれどもお願いします。

かなり議論が沸騰しておりますので事務局で意見をおまとめいただいて、さらに案文がまとまった段階で各委員にご相談をするという話もございます。緊急にお集まりいただくことが事によるとあるかもしれませんが、その節はひとつよろしく願いしたいということで、両先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは両先生にお引受けをいただいたところで、特にほかに発言がなければ司会を館にお返しいたします。

【企画経営課長】 坂本議長さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。次回の会議日程でございますが、1月下旬または2月下旬を予定しております。具体的な日程につきましては、また皆様と調整をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午前 11 時 51 分閉会

9

27

第 21 期第 6 回定例会議事録

都立中央図書館第2・第3研修室

出席者名簿

委 員

(欠 席 者)

小川幸子委員 小川俊彦委員
紀雄委員

奥田孝之委員 小峰

小田光宏委員 勝本良子委員

豊田恭子委員

佐藤 徹委員 坂本光一委員

田村俊作委員 中武繁明委員

松村多美子委員

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 参事（総務課長事務取扱） 調整担当課長 企画経営課長

協力支援担当課長 サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長

参事（日比谷図書館長事務取扱） 局務担当部長（多摩図書館長事務取扱）

教育庁

生涯学習スポーツ部長 社会教育課長 社会教育課施設係長 社会教育課施設係

事務局

企画経営係長 協力係長 企画経営担当係長

配付資料

東京都立図書館協議会 第21期第6回定例会 次第

第21期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員名簿

座席表

第5回会議の質問に対する資料

「都内公共図書館発展のための連携協力について」第5回会議及びレポートの
まとめ

都内公共図書館発展のための連携協力について ー意見のまとめ概念図ー

東京都立図書館協議会 第21期第6回定例会

平成15年10月16日（木）

午前10時00分開会

【企画経営課長】 ただいまから、第21期第6回東京都立図書館協議会を
開催いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
います。

はじめに、本日の日程でございますが、12時ごろまでご審議をいただくこ
とを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会
議の内容は会議録を作成し公開をいたしますとともに、都立図書館及び東京都
教育委員会ホームページ上に公開いたします。非公開とする必要があると考え

られる場合は、その都度皆様にお諮りして、決定していただくことになっておりますので、ご了承くださいるようお願いいたします。

なお、本日の傍聴者は3名でございます。

委員の皆様の出席状況ですが、奥田委員、小峰委員、豊田委員のご3名につきましては、本日はあいにくご都合により欠席とのご通知をいただいております。

次に、お配りしてございます資料の確認をさせていただきます。お手元に3種類の資料をご用意してございます。

資料1につきましては、第5回会議の質問に対する資料ということで、横長になっております。ページ数としましては、6枚つづりになってございます。

縦長の資料2につきましては、皆様からいただきましたレポートをまとめたものになってございます。

資料3は大判の1枚物でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては坂本議長さんをお願いいたします。坂本議長さん、よろしくをお願いいたします。

【議長】 おはようございます。それでは、本日の議事に入らせていただきます。

今後のスケジュールについて、事務局から報告があるという話です。まず、それをお願いいたします。

【企画経営課長】 今後のスケジュールについて申し上げます。

当初の予定では、前回の7月と今回の2回でテーマについてご審議をいただき、3回目の会議で提言をまとめていただき、4回目の会議で提言をご提出していただくこととしておりました。

しかし、会議運営上の都合で、3回目に予定しておりました提言をまとめていただく会議が開催できません。そのため、提言につきましては、前回及び本日のご議論とレポートの内容を事務局で整理させていただきまして、これをもとに提言のまとめをしていただきたいと思いますと考えております。

つきましては、本日の会議の最後にご執筆を担当していただける委員の方をご選出していただき、案ができましたところで事務局が各委員さんに持ち回りの上、調整をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】 お聞きのように、会議が1回、時間の都合でできそうもないということでございます。できれば、きょうの議論を踏まえて案文をつくる作業になるということでございますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思えます。

後ほどおまとめいただく委員さんを選出することといたしまして、本日の議論に入りたいと思えます。

本日の議題の「都内公共図書館発展のための連携協力について」に移るわけですけれども、事務局で資料を用意しております。前回、都立図書館の資料、それから協力事業についていろいろご質問がございました。そのご質問の答えを用意したということでございますので、まずその点について事務局からご説明をいただきたいと思います。

【企画経営課長】 前回の会議でのご質問につきまして、資料に沿ってご説明をいたします。

初めに、前回の会議でご報告をいたしました都立図書館の資料の貸出制限について、その後の経緯をご報告いたします。申しわけございませんが、資料1の一番最後のページをごらんください。右上に資料1-4となっておりますが、その下段の資料1-5をごらんください。

「協力貸出対象資料の範囲の変更に伴い、予約が取り消しになった件数」という表題でございます。9月1日から新刊和図書、高価本、昭和25年以前の資料、山本有三文庫の4点につきまして、貸出制限を実施いたしました。

1カ月経過しました現時点での状況を報告いたします。9月の1カ月間で、今回の措置により予約取り消しになったものは、新刊和図書144件、25年以前の資料20件、山本有三文庫1件、高価本ゼロ件の合計165件でした。このうち、新刊和図書144件の中身ですが、今回の措置の実施開始日の9月1日以前に予約をしていたケースや、措置を知らないで予約をしたものなどとなっております。

対応といたしましては、ホームページや区市町村の図書館に向けて発行しております『協力だより』を通じて周知の徹底を図っております。

資料の1枚目にお戻りください。資料1-1をごらんください。平成14年度新刊書発行点数及び平成14年度都・区市立図書館部門別所蔵構成比でございます。

左の表は平成14年に発行されました発行数6万8,278冊と、その内訳の割合でございます。その隣が都立の欄になっておりまして、都立図書館3館合計の蔵書数とその内訳の割合でございます。同じくその右に、1市1区を選びまして、その蔵書数と比率をあらわしてございます。

この表から、都立図書館の蔵書構成に占める社会科学の割合は25%で、区市に比べ比率が高いという特徴があります。また一方で、区市は文学の占める割合が高いと言えます。右は、その表をグラフであらわしたものでございます。

1枚おめくりください。2枚目の資料1-2をごらんください。ISBN総合目録から見た都立図書館及び区市町村立図書館所蔵和図書の重複状況でございます。

2本の帯グラフがございまして、上段の帯グラフが都立2館、中央図書館と多摩図書館の和図書の書誌数130万冊の内訳になってございます。下段の帯グラフは、区市町村立図書館約47自治体の合計の内訳となっております。

実際は島しょ部を除き、53区市町村がありますけれども、ISBNに参加している区市町村ということで、このデータ作成時にはまだ未参加の区がございましたので、47自治体のデータとなっております。

この資料から、都立と区市町村でISBN書誌で重複するものは39万冊あります。この39万冊は、都立図書館の場合は都立2館に所蔵されておりますが、区市町村の場合は47自治体のどこかの図書館に所蔵されていることとなります。

また、この39万冊の内容ですが、レファレンスなどに必要な参考図書など、図書館として当然そろえるべき蔵書と考えられます。

資料の注をごらんください。これは和図書の書誌について分析したものでありまして、洋書、逐次刊行物等は含まれておりません。

下の(1)ですが、上の帯のISBNなし86万は都立にありますという部分です。この86万点の内訳につきましては、1977年以前の出版物、都内自治体発行の行政物、その他の行政資料となっております。

下段の一番右にクエスチョンマークがありますが、ISBNなし・区市にありの部分です。これは主に郷土資料と考えられますが、実数は把握してございません。

なお、上の段の都立の帯グラフで、39万の重複の左に5万冊とあります。この5万冊が、都立図書館にしかない和図書の数となります。

この5万冊にはどのようなものがあるのかということで、次の資料をご用意いたしました。資料1-2-2は5万冊の中にどのようなものがあるかということで、都立図書館のみが所蔵している資料(抜粋)でございます。見ていただきますと、医学書、編纂物、専門書、美術書、地方出版物などとなっております。無作為に抜粋したものでございますが、都立の特徴といえます。

一方、区市にしかない下の帯の55万冊ですが、これにつきましては区民に人気の高い本、家事、育児、資格試験問題集、コミックなどが入ると考えられます。

次に4枚目、右上に資料1-3とある資料をごらんください。この資料は、平成15年8月26日現在の協力貸出中の資料でございます。8月26日に貸出中ということは、現在、都立図書館は貸出期間が45日間ございますので、実際には7月11日～8月25日までに貸出をして、26日には戻ってきていない本になります。

一番左の1は貸出をした数が幾つあるかということですが、合計で1万448冊が貸出に出ております。内容としましては、和図書9,355、海外図書139、雑誌・年鑑954となっております。

このうち、2番は、貸出和図書9,355冊はどのようなものが貸出をされているかを見たものです。NDC10区分で見ますと、やはり社会科学が2割で、都の蔵書とある程度対比をしているところでございます。

NDC10区分の中で、どういうものが貸出をされているかということで、次の頁の資料をご覧ください。資料1-3-2ですが、協力貸出した資料です。これは先ほどの10区分の社会科学、文学、芸術に対応したもので抜粋をしてみました。これを見ましても、専門的なものが貸出をされていることがわかと存じます。

前の資料にお戻りください。2番の10区分をもう少し詳しく、NDC100区分で見ますと、10区分の社会科学の中身につきましては3位の社会学、4位の経済、6位の教育に分かれます。

また、下段は、どの年代のものが多く借りられるかを調べたものでございます。出版年、貸出冊数を見ますと、表では1991年～2000年の10年間の3,311冊という数字が最も多いわけですが、その下の2001年以降は、わずか3年未満で既に2,538冊となっております。こういった傾向で、最近のものが多く貸し出されていると言えます。右はそれを棒グラフにしたものでございます。

最後のページに移ります。資料1-4でございます。出版点数と都立中央図書館購入冊数の推移をあらわしたものでございます。折れ線グラフの右の説明をごらんください。

まず、一番上のグラフです。これは出版点数の合計で、その年度に出版された総点数で、内訳は専門書、一般書、実用書、児童書の合計数となっております。上から2番目の四角のグラフは、一番上から児童書を除いたものとなっております。

次の三角のグラフは、それからさらに実用書を除いたもので専門書と一般書になります。一般書の中には実用書に近い、やわらかい内容のものもありますが、専門書を補う調査研究になくはならない一般書も多くございます。都立中央図書館は専門書と一般書の中でも、より専門的な分野の一般書を購入していることとなります。

実際の購入冊数ですが、下から2番目の黒丸の折れ線グラフでございます。

一番下の米印が、専門書でございます。専門書につきましては、出版点数に対しておおむね購入していると言えます。

前回の会議の中で、3割の購入冊数等のお話ございました。グラフの一番上の総出版点数から見ますと、購入冊数は3割となります。

以上で説明を終わります。

【議長】 ありがとうございました。

前回ご質問をいただいたものについてご説明をいただきましたので、議論に入ります前に、今の資料の説明についてご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。では、今の資料の説明は終わらせていただきます。

それでは、協議テーマについての議論に移らせていただきます。前回の会議で、各委員からレポートを出していただくことになりました。そのレポートの中身と、今までのこの協議会での議論と、その両方のご意見の部分をまとめていただきました。今度は、この資料について事務局から説明をしていただきたいと思っております。資料2と3でしょうか、お願いいたします。

【企画経営課長】 前回の会議で、委員の皆様にはレポートの提出をお願いしたところでございます。皆様にはお忙しい中をご協力いただきまして、ありが

ありがとうございました。皆様から提出していただきましたレポートにつきましては、委員の皆様にも事前にお送りしております。

まず、資料2をごらんください。表題が、「都内公共図書館発展のための連携協力について」第5回会議及びレポートのまとめとなっております。この資料は皆様から提出していただきましたレポートを、事務局で内容により9項目のグループに分けさせていただきました。項目ごとにまとめたものでございます。

また、その際に、前回の会議の中での皆様の貴重なご提言等のご発言につきましてもこのレポートに加えさせていただき、その部分はこの資料2の中で下線を引いて入れさせていただいております。

なお、資料2の9項目のグループわけですが、1枚目の1の「都立中央図書館に求められる機能及び基本的考え方」から始まりまして、最後の5ページの9の「ブロックを活用した区市町村間の連携協力」まで、9項目の事項にそれぞれ分類させていただきました。

次に、資料3をごらんください。こちらは皆様から提出していただきましたレポートをもとに、これからの都内の公共図書館の連携協力について、概念図にまとめたものでございます。

この図の中で太字で表示されています、例えば左図の上段の都立図書館に求められる機能及び基本的考え方、来館サービス、非来館サービスなどは、先ほどの資料2の9項目の事項に合わせて表示をしております。

この資料3に掲載した文面ですが、資料2のレポートの内容に沿って概念図としてまとめたものでございます。なお、各項目の中から全体の流れ等を勘案しまして、レポートの一部を抜粋して掲載しておりますが、なるべく原文に沿った形で掲載いたしました。

資料3の左の図は、都立図書館に求められる機能等について、レポートからまとめました。具体的なサービス内容の下の来館サービス、非来館サービス、都庁内サービス、都庁外サービスの欄につきましては、レポートからのご提言という部分ではありませんで、具体的なサービス内容の部分につきましては、現在の都立図書館のサービスを箇条書きで入れさせていただいております。

左の図は、今後の都立と区市町村立図書館との連携協力をまとめたものでございます。文言につきましては、レポートの中からもなるべくそのままの形で引用させていただいております。

資料2にお戻りください。少し説明をさせていただきます。

先ほど、9項目にグルーピングをいたしましたとお話をしました。1番目といたしましては、前回の会議の中でも都立図書館はどういうビジョンでやっていくのかというご議論もございまして、皆様のレポートの中で都立図書館に求められる機能及び基本的考え方ということで、方向の提言をいただいております。まず、1番目にそれをまとめてございます。

例えば1番で、「都立図書館のリサーチライブラリーとしての機能の一層の充実と、情報サービスの面での他の図書館に対するバックアップサービスが重要である」ということであります。

あるいは8番ですが、「都立図書館はこれまで参考調査機能と区市町村立図書館への協力支援機能の2本柱を運営してきた。緊縮財政下ではあるけれども、両者の配分や運営方法を見直すことは必要だが、一方の機能に特化する状況にはないのではないか」というご提言をいただいております。

2枚目に入りますと、来館サービス、非来館サービス、都庁内サービスとあります。都庁内サービスの中では、2番でございますが、前回の会議の中で「司書教諭ですが、例えばレファレンスもできるとか、図書館運営の専門職的に育成していくような研修がもっと必要でありましょう」ということをいただいております。

6番目の蔵書構成につきましては、基本的な図書館としての考え方と、皆様からのレポートとしては、「資料面では約30%の限られた枠の中で、各主題分野の基本的な資料は可能な限り収集するべきである」とあります。

あるいは2番目ですが、「社会科学、とりわけ医学、心理学と文学関係の資料貸出が多いことが明らかであり、この分野で協力を続けることが考えられる」と、蔵書に対するご意見もいただいております。

3 ページ目では、7 番の現在の連携協力から今後の協力のあり方に入っていきます。1 番目としましては、「都立図書館は区市町村立をバックアップする基本的な役割を持っており、今後も充実も図っていくことが大切と考える」とあります。

あるいは、「さらに協力レファレンスに力を入れていくのが都立図書館の発展につながるのではないか」という提言をいただいております。

8 番目では、これからの協力連携のあり方というご提言が、レポートの中でも多くございました。例えば、2 番目の「バックアップは、貸出サービスだけに適用されるものでは決してない。レファレンスサービスにおいても、バックアップを行う必要はあるし、そればかりか資料の収集、組織、保存といった図書館の基本機能の至る面で、この機能の充実が必要になる」といったご提言です。

3 ページの一番下の 5 番目で、これは下線部分で会議からの引用でございますが、「すべての図書館が同じような活動のある程度の規模と程度の違いでやっていく時代ではなくて、やはり図書館もそれぞれの地域なり、母体となる機関なりの特色に即応した個性といいますか、ある程度重点化した活動に志向している傾向だと思います」ということです。

あるいは「子育て支援もしてほしい、地元のビジネス支援の情報も提供してほしいとか、図書館に要求するものが非常に多くなっていると思います」といったような現場の状況のご意見も、会議の中でいただいております。

5 ページ目につきましては、9 番目として項目立てで「ブロックを活用した区市町村間の連携協力」としております。この中ではブロックという言葉はないのですが、横との連携をもっと強化してはどうかという部分で、こちらでブロックという言葉を入れたところでございます。

「都立中央図書館が他の図書館に対して支援を行うだけにとどまらず、それぞれの図書館の特色を生かして、相互に協力し合う体制をつくるべきである」という 1 番のご提言、あるいは④の下から 3 行目の「まず、市や区の単位で大学の教養課程で学ぶ程度の資料は間に合うという体制をつくり、さらに本格的なものはブロック単位で分担収集、新聞・雑誌の保存を含め、を図る」と、ちょっと欠落しておりますが、そのようなところでブロック単位という言葉があ

りましたので、9番目は「ブロックを活用した連携協力」という項立てにしております。

雑駁ですが、資料2の説明とさせていただきます。

【議長】 ありがとうございます。

今のご説明に対するご質問はやってもしようがないような気がしますので、これからはご意見も含めてどうぞご自由にご発言をいただきたいと思います。よろしければ、どなたからでもどうぞ。

多分、レポートをお書きになって、ほかの委員からのレポートをお読みになって、改めてこういうふうにご発言をしておいたほうが良いというお話もあるだろうと思います。どうぞ、ご自由にお願いたします。

【委員】 これ本体とは関係ないのですけれども、この提言というか、報告を受けて、例えば内容が非常に多岐にわたっていますけれども、都立図書館では、実施の計画みたいなものはいつまでに何をやるという形で立てられるのでしょうか。ちょっと質問ですけれども。

【管理部長】 当然のことですけれども、図書館協議会からいただいた提言につきましては、これまでその都度、それをどういうふうに事業化していくかというものを内部でつくります。必ずしもすべてが実現できるわけではありませんが、できるだけ提言を生かす形で事業、あるいはサービスをやっていくことに取り組んでおります。

昨年いただきました子供の読書活動に関しますご提言につきましては、東京都の子ども読書推進計画の事業の中で、本庁も含めて、さまざまな形で事業化を既に図っているところでございます。

【議長】 私から補足いたしますと、今まで図書館協議会として提言したものは、大体方向性を示しております。それをどう事業化するかは館側でいろいろ考えていただいて、予算その他の関係を含めて計画化をするということだと思っております。

その都度ご説明をいただいておりますけれども、メンバーも変わってしまいますので、その報告が必ずしも最初に出したときの方がお聞きになるわけではないのはっきりしませんけれども、今まではそんなやり方をしていると思います。

さっき、ブロックの話が出ました。墨田ではブロックの中でいろいろやっておられるという話を伺いました。実態をご説明いただけますか。

【委員】 江東ブロック図書館長会という形で、墨田、江東、足立、江戸川、葛飾の5区で構成しています。下町のほうですね。その館長会の下に、児童サービス部会、雑誌部会、障害者サービス部会を持っております。それぞれ館長会から諮問事項を出して、調査研究するよにということが1点です。

あとは自主的に研究するという事です。例えば児童サービスについては、14年度から総合的な学習の時間が本格実施されることに伴いまして、学校との連携が必要になるだろうということで、そういうことを調査研究しなさいということが一つです。

障害者サービスの分野では、これからデジターとか、そういった電子機器の時代になりますので、そういうものの導入の可能性を調査研究しなさいということなんです。

雑誌については、各5区で保存分担をしているわけです。どこの区がどれを永久保存にするとか、そういったことで5区で書庫を分かち合っていることもあります。

館長会では視察もやっております。おとしは浦安市の図書館を訪ねたり、そういったこともしております。

ことしの2月ごろに、足立の中央図書館で講演会をやりました。児童サービスの分野で「読み聞かせの実際」ということで、講演会をやっております。

下町ということで財政的に厳しい区が多いですけども、まともには強いかなと思っております。

【議長】 ありがとうございます。

ほかのブロックは何かお聞きになっていますか。

【管理部長】 割と古くからやっていて、都立でもよく知っているのが第2ブロック、文京、台東、北、荒川の4区でございます。平成6年に、4区の間で相互協力の協定が結ばれました。以後、図書や雑誌の相互貸出協力を中心にやっていると聞いております。

基本的には第2ブロック内の各区におきましては、自分のところのない図書や雑誌は、まず第2ブロック内で相互貸借をやります。そこになれば、ISBNの参加区に依頼をし、またそこになれば、都立に依頼をするという形です。

まず、都立や他の区市町村よりも、第2ブロック内で相互融通し合おうということですので。そのために、今もお話がありましたけれども、雑誌の永年保存の分担といったことも当然おやりになっていると聞いております。

【副議長】 今、資料3のブロックの話が出ましたので、もう少し伺っておいたほうがいいかなと思います。

資料3の左側が都立図書館のあり方にかかわる我々の意見をまとめていただいて、リサーチライブラリーを軸とする図書館の展開については、大体皆さんの意見が一致していらっしゃるような印象を持ちました。

きょう議論しなければいけない一番大事なことは、真ん中の連携協力です。でも、これはそれぞれじっくり読みながら、また質問したいと思います。

ちょっと伺いたいのは、右側に図書館が2カ所出てまいります。区市町村立に対してどんなことを期待するかとか、どうとらえるかというところを説明していただけますか。

【企画経営課長】 一番右の区役所・市役所、町村役場のところに図書館が二つあるという部分につきまして、少し補足説明をさせていただきます。

この表の右半分の実線は、現在の連携協力をあらわしております。点線部分がこれからの連携協力というところでまとめさせていただいております。

区役所・市役所の一番上に、図書館がございます。この図書館は現在の図書館の位置づけといたしますか、現在の図書館の活動としましては各区市町村の小中学校と連携をしているというところで、まずこれを実線で結んでおります。

あと長い矢印の斜めの線が、現在の連携協力のところから来ております。都立と区市町村の図書館も、そこにあります協力貸出、協力レファレンス、研修、総合目録の編集作成といったところが現状としての連携協力の部分でございます。そういった意味で、実線であらわしています。

それに対しまして点線の部分ですが、真ん中のこれからの連携協力（都と区市町村及び区市町村間）の下の部分は、皆様のレポートをまとめさせていただいております。このレポートの中で、イメージとしましては右の区役所・市役所、町村役場のちょっと出たところに、点線で囲んである地域の情報拠点の図書館がございます。

これからの図書館は、区役所の中でそれぞれの小中学校だけではなくて、例えば地域産業や保健所、子育て支援事業、福祉事業といった部分が図書館だけの連携ではなくて、各区役所の中でこういった部門と図書館が連携をしながら、行政の中に入り込んでいきます。もっと言えば、都民の暮らしの中に図書館がその機能を入れていくことが求められているのではないかとこのところをレポートの中から感じまして、図としましてこの点線部分で図書館を二つ書きました。点線のほうが将来の図書館のあり方ということで、書いたところでございます。

【副議長】　　そうしますと、点線の中身はこれから議論するわけですが、真ん中の部分も上の実線からどういう方向にシフトさせていったらいいかという話で、それに対応する形で、区市町村立も今の実際の図書館像からということをおある程度想定した形でレポートの中にもあったのではないかと思います。ありがとうございます。

【委員】　　そうすると、今までの連携協力の中身が広がるとおとなりになったわけですね。そのことに対して、都はこたえていこうととってよろしいわけですね。

【企画経営課長】　　そうですね。今までの貸出は貸出でやりますが、貸出だけに終わるのではなくて、ほかのサービスもあるのではないかとというレポートがありました。そういったほかの部分でも連携協力をしていこうということで、方向としては考えております。

【委員】　　そういう話なら、それはそれでわかります。

その一方で3割しか購入できない、協力貸出もこれだけの制限をつけますよということで、既に実施している方向が一つありながら、こちらを打ち出すというのはすごく矛盾があるような気がしてなりません。それでよろしいのでしょうか。

【企画経営課長】　　事務局としては、矛盾とは考えておりません。まず、制限の部分でございますけれども、都立図書館そのものの機能として、皆様のご意見の中にもありましたけれども、一つは参考調査機能という部分と、区市町村への協力支援という二つの柱があります。

この二つの柱は、一つの図書から見ると相反する部分も当然あるわけです。図書館にいらしたときに、その本が貸出に出ているという、相反するサービスの部分も持っているところで、それぞれに最低限の制限のところによりよいサービスをするということで、やむを得ず今回の制限をさせていただいたということです。この制限が、これからの区市町村との連携の部分で相反するものという認識は持っておりません。

【委員】　　今のお話に関連して、質問でもあります。

ここでの報告といいますか、提言というのは、題が「都内公共図書館発展のための連携協力について」ですね。ですから、都立中央だけではなくて、都内の全部の公立図書館を含めて相互の連携協力と理解すればよろしいわけですか。そこがはっきりしません。

今までは、主として都立中央が貸出やレファレンスの支援という形で、その他の都内の公共図書館を支援してきました。それが一つ大きな論点といいますか、一つの大きな柱になっています。それに関して、貸出がだんだん制約されることに対する問題点というご議論がいろいろあったと思います。

それに関連して、今度は都立中央がその他の都内の図書館に対しての連携のほかに、都立以外のその他の公立図書館間の連携協力がここで話題に出たのではないかと、私は理解しました。

都立中央のその他の公立図書館に対する支援をより効果的にするためには、その他の公共図書館が相互に連携をして、もっと協力をしていく必要があるのではないかというご意見がこの中にあったのではないかと理解しました。2段というか、二つの柱が密接に関連しているわけですがけれども、それがあってはならないかと思えます。

ですから、今、例をお出しになりましたように、台東などのブロックのように、ブロックの中で都立中央は最後のリゾートとしてあるけれども、まずブロックの中でどういう協力ができるかということがあります。そして、そういういろいろなブロックに対して、都立中央がどのような支援をしていくのかという枠組みなのかと私は理解していました。それでよろしいのでしょうか。

【管理部長】 今、おっしゃられたように、私どもも考えております。今回はそういうことをご提言をいただきたいと考えております。1点は相互のネットワークですとか、前段で先生がお話しになったことだと思えます。

この図に関連して、わかりにくいということかなと思えます。これまでの図書館を超えたといいますか、新たな役割とか期待される図書館ということで、いろいろなところでいろいろな提言をされております。

そういった中の一つとして、例えばビジネス支援とか、地域の特色に合った特化型のサービスみたいなものについても、都立がコーディネートする意味があるのではないかということで、こういう図をお示ししたわけでございます。ここだけという意味ではございません。今、おっしゃられたことが根底にございます。

【議長】 伺っておりますと、先ほどのお話のように、まさに自発的にブロックの中でいろいろなことを考えておられます。恐らく、第2ブロックもそうかもしれません。

そういう中で、例えば中央図書館がコーディネートしたほうがいい部分があるのかなのかというのはまだわかりませんが、そういう部分はあり得るのでしょうか。

今度の提言は中央図書館に向かって言うわけですから、ブロック間の調整とか、ブロックでやっておられることがよりうまくいく機能が、もしあるのだとすれば、そういうことをやったほうがいいのかもかもしれません。おせっかいをやってほしいという意味ではないのですが、こういうことについては中央図書館が調整したほうがいいのかということがもしあるのなら、事例として教えていただきたいのですけれども。

【管理部長】 例えばビジネス支援は、立川市、小平市などはもう打ち出しているわけです。立川市が勝手にやっている、小平市が勝手にやっているだけではなくて、そのほかの区市でも同じことやりたいと思っているところがあるかも知れません。そういった場合の情報交換、情報提供とか、二つだったら2館の間でできるかも知れませんが、これが広がってきた場合に、例えば市と区のほうとか、その間の連携はなかなか難しいだろうと思います。

図書館を訪ねてこられるお客さんの中でも、立川市の図書館に行かれる方は立川市の中だけでビジネスをやろうということではなくて、いろいろなところの情報を知りたいということもあるかも知れません。そういった場合に相互のつながりとか、東京都全体の立場で都立ではこういう支援ができるのではないかと、そういったことは考えられるかなと思っております。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 今、具体例ということで、私もレポートに書かせていただきましたが、例えば学校図書館は当然蔵書が少ないので、団体貸出のサービスを地域の公共図書館から受けたいということがあります。

このレポートを書くに当たって、司書の人にも頼んで、団体貸出の制度はどうなっているかということで、地域によって違って不便な方式をとっているところもあるということでした。生徒に調べてもらったのですけれども、確かに少しずつ違います。

例えば団体貸出の方式が区ごと、市ごとでどう違うのかということは、情報として先ほどの自発的なネットワークなり何かで、今まで提供されたことはあるのでしょうか。もしないとすれば、例えばそういう比較調査みたいなものを都立図書館でして、1例として示していただければ、学校などは非常に助かると思います。

【議長】 そうですね。中央図書館は貸出をしないのだから、そういう情報を提供してもらおうと学校としてはありがたいですね。

【管理部長】 都立では直接各学校に団体貸出はやっておりませんので、各区市町村それぞれのやり方でやっているのだらうと思います。今、ご指摘のとおり、そういったことを調査したりまとめたりしたことはございません。

例えば中武館長さんのブロックの中でやってもらえるかどうか、あるいはその調整などをやられたことがあるのかどうかは存じませんが、必要ならばそういったこともやる必要があるのかなと感じました。

【委員】 特別区の館長会では、必要なものについては随時調査をするということがあります。そういう中で、過去に団体貸出についても調査したものがあつたような気がします。

ちなみに墨田区の場合ですと、300冊を3カ月、学級文庫単位で貸し出すことをやっております。

【議長】 それは区によって違うという意味ですか。図書館によって違うのですか。

【委員】 区ごとです。私のところは新宿区ですから、大体区内から来ている生徒が多いので3区ぐらいを調べてもらいましたが、やはり違うということでした。

【議長】 確かに調整まで行かなくても、情報提供は一つのあれかもしれませんね。

【委員】 例えば自分の区の図書館の情報はそれぞれの区でわかるし、せめてブロック単位ぐらいでわかりますけれども、東京都全体の図書館の状況につ

いては都立しかわからないということがあります。それは子育て支援についてもそうだし、福祉事業についてもそういう関係があります。そういう関係の資料や情報は、やはり都立中央でなければということがあるのだらうと思います。

今、話題になりましたビジネス支援にしても、本当はビジネスの情報だけではなくて、科学技術関係の基礎的な専門資料をどれだけそろえるかということのほうがむしろ大事ではないかと、私は思っています。先ほどの資料を見ると、区市町村立はそういうものはそろえ切れなわけですから、その辺をどうするのでしょうか。そのときに貸すのか、貸さないのかという問題だらうと思います。

そのところが、お金はこれしかないのだ、これから先はどうするのだということを確認に示していただいて、だからこうします、それについてそれぞれブロックで考えてください、区市町村単位で考えてくださいというお願いをしていかないといけないのではないかと思います。

これで見るとすごく玉虫色で、全部やってもらえそうな感じになってしまつて、むしろこれを出すほうが罪ではないかとすら思えます。

【委員】 今、ご指摘のことは、これを読んでいて私も思いました。

最初に「実施の計画を立てられますか」と聞いたのは、これは非常に多岐にわたっていますから、ちょこちょこいいとこ取りで書いても、あまり効果が出てこないような気がします。

まとめる方は大変だと思いますけれども、メッセージ性のあるもの、幾つかの柱をぼんと出して、都立図書館の事業としてこれをやるのだということを訴えるような形でまとめられることを希望します。細かいことまで一々肯定していると、できなくなってしまうような気がしますから。

【議長】 今までの提言は、中央図書館自体で考えて何かができるという種類のものが多かったからあれですけども、今度は協力ですからね。どういう協力を求めているのかということとの絡みがあるから、計画を立てるといっても独自に立てるのはなかなか難しいのかもしれない。

今、おっしゃったようなことを頭の隅に入れておいていただいたほうがいいかもしれませんね。

【委員】 先ほどの現在とこれからの関係が、いま一つつかみ切れないところがあります。今後、調整機能が必要だということを皆さんがおっしゃられて、それはそれでいいことだと思います。

現在、区市町村が都立図書館に何を望んでいるのかというところで、プラスである部分ならいいのですが、都立が区市町村への支援ですよとおっしゃられると、ちょっとそれは違うのではないかと思います。現在、連携協力していただいています協力貸出や協力レファレンスを一番望んでいるというのが、館長会などでも意見として出ています。資料が少ないことはわかりますけれども、今後、その辺のところをどのようにしていくのかということです。

一番最初の基本的な考え方の中でも、「一方の機能に特化する状況にはない」と出ております。これはこれできちんとしていたのですが、これからの連携協力の3番を見ますと「サービスの重点を協力貸出以外の事業に移したほうがよいと考える」というふうに、ちょっと矛盾したりもします。

現在の部分と、今後の進め方、考え方が、私の中でもいま一つ整理し切れない部分があります。その辺で、ほかの方のご意見もいただきたいと思います。

【副議長】 協力事業の中心を協力貸出から他の事業にシフトさせていったほうがいいのではないかという考え方が委員の中の有力な意見としてあると思います。ただし、この点については委員の中での合意はまだなくて、協力貸出をどの程度重視すべきかについては、いろいろな考え方があります。配布資料では、そうした意見のばらつきがそのまま出ているのだと思います。

もう一つあり得るのは、協力貸出の中身です。協力貸出用に資料を用意する形で、リサーチライブラリー機能ともう1本協力貸出機能のためのコレクションを持つのか、それともリサーチライブラリー機能の中の一つのものとして、そうすると優先順位をつけなければだめだと思いますが、都が持っているコレクションの範囲の中で協力貸出をやるのかという話ではないでしょうか。

【委員】 確かにおっしゃるように、今回の議題というか、テーマは連携協力のあり方ということです。したがって、都立中央に対して他の公立図書館が何

を求めているのかということ踏まえて、それに対して何ができるかということが今度の提言の中心になるのだらうと思います。

ただ、その場合に、圧倒的に求められているのが貸出の継続、さらに協力であった場合に、それに対して都立中央が一体どこまでできるのかということが具体的にあります。どこまでできるのかとなったときに、協力貸出だけを見て何ができるのかと言ってしまうと、図書館全体としての機能が大前提にあって、都立中央は一体何をするのか、どういう機能を果たしていくのかということの大枠の中で、協力貸出にこたえるためにどの程度何ができるのかという位置づけにならないと、協力貸出のところだけ要求があるから何でもできますよと玉虫色に書いても、結局、お互いに不幸な結果になるのではないかという気がします。

最初るときから委員の先生方のご発言にもありましたように、都立中央図書館は一体何をどうありたいと思っているのかが前提になり、そこでリサーチライブラリー機能も出てきたのだと思います。それとの兼ね合いで、限られた予算の中で貸出として何ができるのかと。副議長がおっしゃったように、貸出用のコレクションを30%のしがたい予算の中から別途割くのか、あるいはどうするのかという案が出てくるのではないかと思います。

あまりにいろいろなことを追いすぎて、あまりにいろいろなものが玉虫色すぎて、みんなが不満足というか、提言を与えてどうにでも解釈できます。いいように具体策ができるように言うべきでしょうけれども、メッセージが伝わってこないような気がします。

【議長】 まさにそのところが……。

【委員】 難しいですね。

【議長】 玉虫色というよりも、限界を具体的に書けるのかということですね。玉虫色ではなく書くためにどういう議論をしておけばいいのかというところが、非常に大きな問題だという気がしますね。

【委員】 とらえ方の問題が一つあるかもしれませんが、リサーチライブラリー、レファレンスライブラリーとしての機能といった場合に、都立中央図書

館あるいは都立図書館の中だけの機能というよりは、都民に対してその機能がどう発揮されるかという面は当然あるわけです。

これまでの協力レファレンスは、当然、市区町村を通してその機能を都民に対して還元していく構造であります。実はそれを考えると、協力貸出も基本的にはレファレンス機能の一環でもあるというとらえ方はできます。つまり、専門資料などについてのコレクションは、区市町村はどうしても弱いのです。それを都立から区市町村を通して提供していく側面は、これまでもあると思います。ですから、その部分に関して、協力貸出とは一体何なのかというところも一つ議論しておかなければいけない面があると思います。

その際に注意しなければいけないのは、レポートの中にあっただと思いますが、あるいは資料3で、緊縮財政下で協力といった場合にも配分や運営の方式の見直しもあるわけです。例えば協力貸出だと、都立から市区町村に行って、それをまたさらに貸し出すという形は一般的です。それに対して、レポートの中にもあっただと思いますが、それぞれの図書館の閲覧にとどめるという方式の変更です。

言い方をかえると、具体的には45日ではなくて、今まで以上に資料はもっと素早く戻ってくることになるわけです。その点、都立の資料が外に出ている時間はかなり短くなる可能性が高くなります。そうすると、都の館内の利用者に対するサービスを大きく低下させることにはならないといったような、もうちょっと柔軟な対応があるというか、議論してもいいのではないかと思います。

つまり、それはオールオアナッシングで貸し出さないよという選択だけでは決してありません。もちろん、中にはその範囲が必要なものもあるとは思いますが、そうした点で、やはり区市町村との関係で詰めていかなければと私は思います。

【委員】 それに関連して、きょう配付していただいた資料の中で、都立中央からどういうものを貸し出してという、非常に詳細なデータをいただいたわけです。

レポートの中で質問させていただいたのですが、今度は実際にそれを受け取られた公立図書館側で、エンドユーザー、市民に小説みたいなものを直接貸し出してあれしていらっしゃるのか、実際の利用形態と本を借りたいとい

う貸出要求の何%が都立中央から借りた本で補われているのかということのデータが全くわかりません。

一方的に都立中央から貸しているところだけのイメージはこのデータでもわかりますけれども、実際に各図書館でどれぐらいそれが活用されて、80%都立中央に依存しておられるのか、それとも何%なのか、レファレンス関係の資料なのか、新刊和書とありますけれどもそれが小説なのか、そこら辺が全くわからないので、何ともその辺のところはコメントできないとレポートの中で申し上げました。

そこら辺も相互の問題ですから、相互連携協力は一方的なものではないですから、とりわけ要求を受けて都立中央は何ができるかという議論であるならば、こちら側もわからないと議論ができません。

【議長】 数字的に何かができるというのではなくて、一般論として具体的な事例なり……。

【委員】 多分、それは都立中央から見られた場合には難しいのではないかと思います。

【委員】 2001年度の資料がたまたま手元にありますから、これをご紹介します。

墨田区立で借用したのが1,725件ということで、これをブロック内で融通し合ったのが466になります。ブロック外のほかの区から借りたのが439ということです。これを23区内ということで考えますと905件になりまして、半分ぐらいは23区内でやっています。そのほかに、他の市町村から借りたのが13冊ということです。都立からご用立てをいただいたのが763になり、そのほかに国立国会から借りたのが33、大学図書館などから借りたのが11です。

利用者から見れば都立に依存している部分もありますし、まれではありますけれども、大学図書館を活用している部分もあります。

都立から借りているのは763ですので、4割ぐらいでしょうか。構成としても、やはり専門性の高いものです。ブロック内で調達できるものについては

まず優先的にブロック内で借りますということですから、小説とか一般書のたぐいが多いのかなと思います。都立、国立に行くごとに、専門性の高いものになると思います。

【議長】 国会図書館からの本は貸し出せないのですか。

【委員】 国会図書館は館内閲覧のみです。都立から借りたものは貸出をするということです。

【議長】 データか何かはありますか。

【委員】 データは全然持ってきていないので感じですが、まずリクエストということで、受けたものに対しては極力自館で提供するというので、購入できるものは購入することを基本にしています。

ない場合には市町村でも相互のISBNなどができますので、そういうことで協力をさせていただいております。

高価なもの、専門的なもの、古いものはどうしても都立しかありませんので、都立に借用ということでやっております。

そのほかにうちで持っていないもので、これは都立で所蔵してもらったほうがいいだろうというものについては購入希望ということで、都立にお願いして買っていただくこともあります。

以前は都立に借用をお願いすることが全体的に多かったのですが、今は市区町村で借用するというので、毎週届くのは都立とその他で半々ぐらいでしょうか。雑駁ですが、そんな感じです。

【議長】 今、お話をお聞きすると、大体半分ないしは半分弱が都からであり、それ以外は近くで融通をする、あるいは大学の資料を探しておられるということでもあります。

都立から、そういう意味でのデータとか事例みたいなものはありますか。特にないでしょうか。

【管理部長】 例えば区市町村別にどれだけ協力貸出をしているのかといった数はあるわけですが、それが各区市町村の中でどれぐらいの割合を占めているのかは、私どもではつかんでいない状況がございます。

たまたま、墨田区の館長さんがいらっしゃいます。貸出の数ですから、全体に占める割合ですとか、あるいはそれぞれの図書館の規模もあるので単純比較はできませんが、墨田区さんがいらっしゃる第5ブロック、先ほどご紹介した第2ブロックは、ブロック内の相互貸借が割と盛んでございます。この貸出数で見ますと、第2ブロックと第5ブロックに属している区のほうが、都立から貸し出している数は少ないという傾向は見てとれるかなと思います。

【議長】 全体として協力貸出の件数が増えているとか、減っているということはありませんか。横ばいでしょうか。

【管理部長】 協力貸出の数ですね。前回の資料でお出ししましたけれども、ずっと一貫して増えております。

【委員】 きょういただいた資料1-1で、例えばA区は文学が41%もあります。B市は32%あって、物すごく高い比率です。恐らく館数が多いということで、小説が相当あるのかなと思います。都立が貸し出す一番多いのは日本文学で、1,238冊です。

このあたりを少し分析していただくと、大体どういうものが出ていくかが少しわかるのではないかと思います。40%も文学を持っていながら、ほかの区はわかりませんが、日本文学でこれだけ出ています。具体的に一つか二つ、こんなものまで貸すのかというのはあったように思いますけれども、そこら辺が都立の役割というか、区市町村が少し誤解しているのではないかと思います。

私自身もそういう立場にあったからわかるのですが、かつて都道府県立図書館はいらないという時期がありました。区市町村が頑張って充実しているから、何もいらないと。それでは困るから、区市町村を支援する立場にあるのだよということで、どこの都道府県もやってきました。

何でも買ってあげますからどうぞおっしゃってくださいというバブルの時期が、間違いなくありました。それがそのままずるずる来ている可能性があるの

ではないでしょうか。そののところを頼る側も整理していただかないと、この問題は解決していかないのではないのでしょうか。

そのかわり、こういうものに関して、例えば昭和25年で切るといのは言語道断だと思います。そういうことはきちんと考え方を示していくべきではないかと思います。

【副議長】 資料1-3-2が協力貸出で出た資料で、全体で見ると確かにかたい専門書とか、それに近いようなものが出ているわけです。ただ、そうではないものも多分あるだろうというのが、今の話ですね。そういうところを見直していったほうがいいのではないかということです。

【委員】 資料3の右側の図のところ、図書館、小中学校、地域産業、保健所、子育て、福祉、いろいろなところに支援、連携協力をするという矢印が出ています。この場で話し合われた委員の方々の意見のとおり書かれたのかなと思います。これを全部やるということは、私のような素人でも無理ではないかと思います。

皆さん、それぞれ要望があるからこういう形をとったと思いますが、その中で何をまず連携協力するかということです。幾つものは絶対にできないので、何か一つとか、そういうことを打ち出してやられたらどうでしょうか。双方で協力しながらやっていくという形をとらないと、幾つものことは絶対に無理ではないかと素人でも思いますけれども、どうでしょうか。

【議長】 玄人の方、どうでしょうか。（笑）

【企画経営課長】 この図は皆様のレポートに基づいて、点線でこれからのというところでまとめた部分でございます。

行政の立場から見ますと、現在は地方分権ということで、各区市町村が自分のところでどういう施策をしていくかはそれぞれの責任でやっていく時代に入ってきています。この点線はすべてをやるというよりも、それぞれの区が、例えばマンションが建ってどんどん若い人の人口がふえている区だから、うちは子育て支援に重点を置こうとか、そういった選択は各区市町村がされるのかなと考えております。

この点線はレポートの中で、例えば地域産業でしたらビジネス支援とか、読み聞かせとか、ブックスタートとか、そういった部分で全部網羅しております。すべての区市町村がやるのですよという図ではなくて、何を持って特色のある図書館運営をしていくかはそれぞれの区市町村の主体的な取り組みかなというのは、レポートではないところで少し考えたことございます。

【副議長】 区市町村につきましては、図書館としか書いてありません。都立は、こういうことが直接できる立場にはありません。

【議長】 ここに書いてある意見は調整したものではなくて、それぞれの委員の方がおっしゃったことをなるべくたくさん書いているということですから、これ自体の中には矛盾したものが入っているわけです。これから答申の案文を書いていく上で、その矛盾をだんだん消していかなければいけないことになるわけです。

【委員】 一応、点線で書いたところは、これからの概念図としてあれしたわけで、一つのメニューをお示ししたということであります。それぞれの図書館でそれを選択して優先順位をつけるというか、重点的になさっていく、行動計画に移されると理解すればよろしいわけですね。

そこで一つ、先ほど館長から、大学図書館からも幾らか借りていらっしゃるというお話が出ました。一番下のところで「博物館、公民館など」は私が言ったことだと思いますが、最初に大学図書館を挙げていただいたらいいのではないかと思います。

ご案内のように、国立大学は法人化しますので、積極的にいろいろな特色を出して社会貢献をしないと、それこそ予算が取れない時代になってきています。まず一つ、重点的に計画していることは、図書館を地域に開放することはどこでもやっていますし、もう既に医科大学で一般の開業医などに開放しているところもあります。ここにも特集号が出ていますけれども、ましてやかなり多数の私立大学が一般市民に開放しています。

市民にみずから開放するだけでなく、地域の図書館との協力関係も恐らくどんどんなさると思います。もしかしたら博物館や公民館よりも、もう少し可能性が高いのではないかという気がします。何しろ専門書を持っているとこ

ろで、専門書は大多数の貸出の要求だとおっしゃっていますから、そういう意味でもよろしいのではないかと思います。

【委員】 大学図書館を使うケースはまれです。最近使ったのは慶應大学図書館、早稲田大学図書館、上智大学です。各大学のホームページを開きますと、地元の図書館長の紹介状があれば自由に使っていいですよという書き方がされています。ですから、利用者が来た場合の一般的な使い方としては、申し出があれば私の名前で紹介状を書いて、その大学まで出向いていただいて、専門図書を利用させていただく形です。

これを1歩進めて、相互にできないものかということは今、検討中でございます。大学との協定書などがつくればいいかなとは思っています。

千代田区は十数の大学図書館と協定を結びまして、さらに1歩進んだような形でやっています。そういう形が目指せれば、情報ポータルとしてもいろいろ広がるのかなという希望は持っています。

【副議長】 やはり、大学としては連携協力を進める立場にはあります。ただ、大学にも選択の問題は出ています。コレクションの優先順位として、どの範囲で優先順位をつけて貸していくかという問題に直面しているということは言えると思います。

【委員】 これは全社会的にそうですけれども、相互貸借で例えば現物の本を貸し出すときには、どのぐらいの期間でだれに貸し出すか、あるいはそれを拒否する権利も常に所蔵館が持っているわけです。それが大前提になって、相互の協力が成り立っているわけです。ある程度貸し出せないものがあったら仕方ないというか、それが大前提だと思います。

【副議長】 館内利用という形ですね。

【委員】 ええ。閲覧だけに限定するとか……。

【副議長】 ちくりちくりと申し上げますが、むげに一方的に切るのはあまりなくて、できる範囲の中で利用可能なものについては利用していただくという姿勢はあるのではないのでしょうか。何でもかんでもだめだという話ではありません。

【委員】 可能な範囲でということですね。自館のサービスを阻害しない範囲でということはあると思います。

【副議長】 それが優先順位だと思います。やはり、それは考えたほうがいいと思います。

【議長】 例えば大学側から見ると、30の区市町村から一々来られたのではかなわないから、都でまとめてくれみたいな話はあるかもしれません。うちの大学はこういう状況だから傘下の図書館にはこういう情報を流してくれというのは、あるいは今後出てくるかもしれないという気がします。

【管理部長】 今と同じような話になりますが、ばらつきはありますが、大体どの大学でも一般の市民にも開放しています。ただ、紹介状が必要だとか、研究者であることを証明してくれとか、そういう条件がついてくることが多いのが現状かなと思います。

私どもの場合は、直接大学から本を借りていることはないわけですが、必要があれば紹介状を都立でも出します。それを相手方にも連絡した上で、紹介状を直接のお客さんにお渡しして、これをお持ちになって行ってくださいとご案内するやり方をとっています。その範囲であれば、大学側から見れば図書館との関係ではなくて個人との関係ですから、何ら差し支えないのでしょうか。

そこから1歩進めて図書館間の関係になりますと、個別にお話をしていくしかならないのかなと思います。

【副議長】 私立大学とか地域で、大学図書館相互の連絡組織みたいなものがあります。例えば多摩のほうで4大学との連絡とか、山手線内の私大の図書館の連絡会とか、そういうところとの連絡はしていますか。都立でしたら、そのレベルで協力の可能性とか探られることも考えられるかなと思います。

【管理部長】 今後、やっていきたいと思っております。まだ行動に移しておりませんが、今後、情報ポータルという立場で必要になってくるかなと考えてございます。

【委員】 大阪市大は、2,000円払えば大阪市民を登録させてくれます。学生と同じように使えるはずです。

明治大学は5,000円払うと、区民は利用できるようになっていました。あそこは10時まで開いていますから、大変使い勝手がいいみたいなことをおっしゃっていました。

【議長】 利用権を5,000円で買うわけですか。

【委員】 1年間5,000円ですね。登録料です。

【議長】 利用権ですね。

【委員】 そうですね。でも、マイクロフィルムなども対象になりますから、使いようによってはかなり便利だと思います。

【委員】 その辺は、大学によってかなり温度差があります。うちのほうも大学といろいろできればということで、調査したりお願いにあがったりはしていますけれども、学校によってはかなりガードがかたいところとか、いろいろあります。

館が責任を持ってということであればということが多いので、幅広く広げてということでは考えてやっています。

【委員】 区によっても違います。千代田区みたいにいっぱい大学があるところと、墨田区みたいに1校も大学のないところもあります。その辺は工夫が必要かなと思います。

【議長】 協力貸出がだいぶ方々に飛びましたけれども、なお補足的なご意見がございましたらどうぞ。事によると最後の機会になってしまいますので、ご発言をどうぞ。

【委員】 先ほどの勝本委員の概念図のところに戻るわけではないのですが、関係するところです。

ここでの図書館は、区市町村の図書館が点線の選択をするというお話でありました。ただ、この概念図の形で、例えば答申に結びつけていくと、これを示す以上は、少なくともこの選択をある程度したならば、それに対する都立図書館は何らかのコーディネート機能なり、何なりはしますよと見えてくる部分は否定できないと思います。

その意味では、先ほど勝本委員がおっしゃったように何でもできるのかなど。つまり、そういうコーディネートの部分が何でもできるのかなというのは変わらないように思うわけです。このあたりでここまでだったら今の都立ならば十二分にできる、さっきの大学図書館の話でいえば、むしろできそうかなとも思えます。

逆に、あるところはどうなのかと。確かにこれからやるよという選択はあると思いますが、現状からすると優先順位がありそうな気がします。その点はいかがでしょうか。

【企画経営課長】 実際のところ、優先順位というほど都は区市町村の実態を把握していない部分がございます。この中で優先順位というのは、非常に難しい選択ではあります。

イメージとしましては、コーディネート、バックアップ機能としましては、都立図書館は専門司書が人的なパワーとしては一つの強みかなと思います。今までの司書の役割としましてはレファレンス機能が主だったわけですけれども、今からは経営感覚といいますか、世の中と図書館との接点みたいな部分では、こういった区の行政にかかわっていく、関心を持つことは非常に大事だと思っております。

そういった意味では、一つの例えとしまして、例えばある区から保健所、健康センター等でブックスタートをやりたいけれども、どういうやり方がいいのだろうかというご質問がありましたら、司書が出張して相談に乗るとか、そういった部分で区市町村単位でかかわり合いができるかなと思います。

先ほど部長から申しあげましたように、ある程度共通のテーマでやっていく区や市がありましたらそういった区市町村を集めて、その中の意見交換の部分で、都が事務局となって場を設定して勉強するとかいう部分はあり得るかなと考えています。

【委員】 課長さんたちはおっしゃらないのですけれども、私が館長だったらそんなことは自分で考えます。やってほしいのは資料の提供、情報の提供、レファレンスというものですよとおっしゃるのではないかと思います。

今の質問もそうですけれども、こちらを表に出すと、結局はそこに引きずられてしまいます。そうではない、もっと根本的にやってほしいことがあります。お金の問題でいえば、例えば一つの自治体が持てないようなデータベースが東京都を經由して使えるようになったほうが、はるかにいろいろな情報が手に入りやすくなるわけです。

ブロックで協力して購入することもあるけれども、自治体のブロックではなかなか難しいので、それこそ東京都がある程度お金を出して、そういう情報にもアプローチできるような仕組みをつくって協力します。それは子育て支援であるかもしれないし、ほかのことであるかもしれません。

むしろそういうことをやりますと言ってもらったほうがよくて、こんなことは自分で考えますよということになるのではないかと思います。

【委員】 私が後で言おうかなと思っていたことを言っていました。

市町村は何が必要かという意向をくみ上げる仕組みづくりみたいものが抜けていると思います。そういうものがあって初めて都立としてはこういうふうにしましょうということが出てくるとは思います。このところの動きですと、どうしても市区町村の意見を抜きにして、こうしますからよろしく願いますという流れで来てしまっています。

そうではなくて、都立はこういうふうにしたいと思うのであれば、それに対して区市町村はどうだろうか、どういう方法が考えられるのだろうかということをつくり上げていくことが必要だと思います。

今まで都立と区市町村は蔵書の購入にしろ、保存にしろ、本当にいい関係でやってきています。両方がお互いに意見を出し合ってきているからこそ現在があるものですから、今後もその方向で行ってほしいと思っています。ですから、この前の古いものは貸しませんという制限も、もう少し工夫があるのだろうと思います。

雑誌についても、1点収集しているものは協力貸出ししない方向で考えているというわさもちらほらあったりします。うわさで出てきて、それがあるときぱっとこういうふうにならないように、その辺のところを十分に話し合えるような仕組みづくりをきちんとしていただきたいと思います。

【委員】 墨田区立としては、貸出総件数が年間100万件ぐらいあって、協力貸出については貸出冊数は低い状況にあります。それでも100万件ぐらいの中でどうしても他区の図書館に依存しなければならないのが2,000件弱ということで、ほとんどの場合は自区の図書館で用立てている形です。どうしても手に入らないものについては東京都にお願いしたり、国立国会から手に入れているということもあります。

その辺のところは、最後のよりどころみたいな感じもあります。東京都なり国会を頼りにし切っているわけではなくて、ほとんどは自区内で努力していますので、あまり制限しないようお願いしたいということはありません。

【管理部長】 さっきも出ましたけれども、私どもで押しつけ的にこういうコーディネートをやってみようとか、そういう意味は全くございません。現実にはそういう声があるところもあります。

言ってみれば、今までの協力関係は島しょ部は別にしましても、53自治体がなべて同じようなサービスをやっています。その中で、やはり特化型のサービスが今後は必要になってくるだろうという部分でお示ししました。これは例示ですけれども、そういったものを考えていかなければいけないということです。それがまた世の流れでもあろうという部分で、先生方の意見を図示した形で書いたということでご理解いただきたいと思います。

協力貸出の部分ですが、先ほどもご指摘がありましたように、多岐にわたって協力貸出をしているわけですが、断トツで日本文学です。これはクロス集計をしておりませんが、日本文学でなおかつここ10年ぐらいに出版されたものが圧倒的に多いわけです。

9月から新刊書について、一部貸出を1カ月待ってもらっています。それをやる前に事前調査をした部分で、10%ぐらいが今出てきたもの、出版されてすぐのものが協力貸出で出ています。数は少ないですけれども、児童書などを

見ますと、7割ぐらいが出版されてすぐに貸し出されている実態がございました。

先ほどもちょっとお話ししましたが、一方で第2ブロック、第5ブロックのように、まずは隣の区から借りましょうということをしていただいているところは、全般的に都からの貸出が非常に少ないわけです。

それに比較しまして、そういうことをやっていらっしやらないブロックについては、まず東京都ということになります。表で見ますと、ちょうど2極化している感じになっているわけです。

したがって、今のお話にありましたように、専門書、高価本、希少本、それから非常に古いものの中でも一部についてというのはわかるのですが、果たして実際はそうなのかということになりますと、協力貸出の大部分は新刊書であり文学であるという部分は実態としてございます。

そういう部分につきましては、まずはブロック間とか、そういった新しいことを考えていただく中で、都立が今までできなかったことでできる部分があるだろうということ考えております。

【委員】 そこは見直す必要があると思っています。

その一方で見直してほしいのは、雑誌・年鑑を貸し出されると、ここに来る調査研究をする人間にとっては大きい問題だと思います。特に、年鑑を1年分抜かれると、せっかくその年度を調べたいと思っているのにということがあります。このあたりは、区市町村ときちんと議論していただきたいと思います。

雑誌をなくすのはけしからんというお話がありましたが、研究者からいえば、それを1年分見たいと思って来たのに、1カ月抜けていた、2カ月抜けていたということがあっては、リサーチライブラリーとしての根幹にかかわる部分です。そこらあたりは、きちんと詰める必要があるのかなと思います。

【管理部長】 雑誌・年鑑につきましては、現状では基本的に中央図書館の貸出はしておりません。今、やっておりますのは多摩図書館所管分でございます。

少なくなっているのではないかというお話につきましては、1タイトル1点収蔵という基本方針がございますし、その中で例外的に多摩図書館でも買うという部分について協力貸出をしているわけがございます。これは予算の推移とも絡んできますので、タイトル数が若干減っている部分はあろうかと思えます。

【委員】 図書を購入する際において、中央図書館と他の区市町村立図書館がどれをどのように購入するということを、購入する時点で話し合いはされるのでしょうか。

【管理部長】 はっきり言いまして、それはございません。

ただ、実態的に見て、前回もお話ししたかと思えますけれども、区市町村で買われるものは大体平均単価が2,000円以下です。都立の場合は、大体3,900~4,000円が平均になっております。

先ほどのグラフで見ていただきましても、ISBNなどで重なっている部分はもちろんありますけれども、重なっていない部分がかかなりあるかなと思っています。

私も都立として、基本的に長期保存すべきものという観点で購入しておりますから、その範囲で都立は収集します。区市町村さんは、地元の住民の方の要望ですとか、その辺のところのウエートがかかなり高いでしょうから、おのずと分かれてくる部分があるかなと思っています。けれども、重複する部分も若干あるという関係かなと思っています。

【委員】 先ほどの日本文学の貸出のところで、最新のものが10%とおっしゃいました。最新のものは、ほかの区市町村立図書館でも購入しているわけですね。ちょっとわかりませんが。

【管理部長】 その辺は何ともはっきりわからないのですが、出版と同時に協力貸出の要請が来るのが現実には10%ぐらいあったということです。

【委員】 私の考えですけれども、皆さんも多分考えていらっしゃると思いますが、都立中央図書館においては貸し本屋的な要素はいらぬのではないかなという気がすごくしています。どうでしょうか。

【管理部長】 中央図書館と多摩図書館は、基本的に個人貸出はしておりません。

【委員】 ということは、区市町村立図書館が持っているものと重複するものは必要ないということですね。

【管理部長】 この辺はまた何とも難しい問題です。書庫の容量といったこともあろうかと思いますが、基本的に区市町村さんで買ったものをずっと保存しておくより、もちろんそういった資料もあると思いますけれども、回転させる部分が大いのかと考えると考えております。

都立の場合は基本的に長期保存でございますので、一旦買ったものを5年たったから廃棄するとか、10年たったから廃棄するとかはしておりません。仮に同じ本を買ったとしても、都立にある本は未来永劫とまでは申しませんが、50年とか100年とか、かなり長期にわたってきちんと保存されることになろうかと思っております。

区市町村で買っているから都立はいらないのではないかとということに、ストレートには結びつかないのではないかと考えています。

【委員】 保存用に必要ということですね。

【管理部長】 はい。

【議長】 大分時間がたちました。今、協力貸出に話が集中しましたけれども、連携協力ですとほかに研修とか、レファレンスとか、そういう問題もあります。協力貸出以外で何かご発言があれば、今のうちにお願ひします。特によろしゅうございますか。

さっきもありましたけれども、ニーズと何ができるのかということで、そのニーズもかなり議論して、ここまではニーズの中に入れたいほうがいいという話もありました。

【副議長】 1点だけ、協力レファレンスのことで伺いたいのですが、レファレンスの結果として区市町村でこういう資料を利用する必要があるかと思っております。

今の方針で、昭和25年以前の本がレファレンスの結果として利用が必要になったときにどうされているのでしょうか。

【管理部長】 正確なお答えはできないのですが、必要な部分があるということです。きちんとして確定されれば、そのところだけコピーをとってファクスで送るとかいうことは可能かと思えます。

【副議長】 その辺はルールづくりがいるなという感じがします。

【委員】 コピーだけではなくて、1冊全部読んでみなければわからないということもレファレンスではあるかもしれません。

【副議長】 リサーチ機能を強化する方向でやられるのはいいと思いますが、その範囲の中で区市町村立と利害が一致する部分はかなりあると思います。今の協力学レファレンスなどもそうだと思います。そういうところで、具体的な運営方式等を優先順位で考えていけばいいと思います。

【委員】 先ほど研修と言われましたので、最後に……。

今まで私も発言していると思いますが、都立学校の場合でも司書教諭の配置が始まりまして、やはりいろいろ混乱しております。教科でとられた先生が講習で司書教諭の免許をとっているわけで、それをずっと専門職としてやってきているわけではありません。いずれ学校司書がいなくなるということがあります。司書教諭に対する研修は、前にお話ししたときに、都教委のほうで、研修センターで研修をされていることはお聞きしました。

先ほどのコーディネートということで思ったのですが、司書教諭に対する直接的な研修はそこでされると思います。例えば実際に図書の貸出等を受けるのは地域の公共図書館ですから、専門職の司書の方が少ないところで、例えば学校図書館との交流をやる前にどういうことを知っていただいたほうがいいのかということで、都立学校の司書のある程度組織化していく教育委員会なり都立図書館でもいいのですが、そこからバックアップしていかないとなかなか伝わっていかないのではないかと気がします。

個別の学校と個別の地域の公共図書館というだけでは、何か足りないのではないかという気はします。せつかく連絡調整とかいうことであれば、そういうことも視野に入れていただければと思います。

【議長】 司書教諭は新しいだけに、これからいろいろな問題が出てくるかもしれません。

【管理部長】 司書教諭の研修につきましては、教職員研修センター主催のもとに、私どもでも一昨年から協力をさせていただいております。一定の時間の枠内で、本の選び方とかレファレンスの仕方といった部分について研修をやっているわけです。

今年度は既に7月、8月に行っておりますが、2日間で180名ほどに参加していただいております。昨年までは、都立図書館の持ち時間がたしか2時間ぐらいしかありませんでしたが、ことしは1日いただきまして、かなりみっちりさせていただいております。

今のご意見を踏まえまして、教職員研修センターとも協議いたしまして、そういった部分を盛り込めるように努力したいと思います。

【議長】 だいぶ時間もたってしまいました。

朝申し上げましたけれども、これまでの議論をおまとめいただく委員をここで選出していただきます。どなたかご意見はございますでしょうか。

【委員】 いろいろとご議論をいただいて、論点も多岐にわたってまとめるのは大変だと思いますけれども、ここはご経験のある田村先生と、今回参加していただいた小田先生のお2人でやっていただければと思います。

【議長】 前回に続いてですけれども、よろしゅうございましょうか。

両先生、大変ご苦勞でございますけれどもお願いします。

かなり議論が沸騰しておりますので事務局で意見をおまとめいただいて、さらに案文がまとまった段階で各委員にご相談をするという話もございます。緊急にお集まりいただくことが事によるとあるかもしれませんけれども、その節

はひとつよろしくお願ひしたいということで、両先生にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは両先生にお引受けをいただいたところで、特にほかに発言がなければ司会を館にお返しいたします。

【企画経営課長】 坂本議長さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。次回の会議日程でございますが、1月下旬または2月下旬を予定しております。具体的な日程につきましては、また皆様と調整をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時51分閉会